

ぐんま自治研ニュース

No.141

2021年2月10日発行

① 第43回地方自治研究群馬県集会提出レポートに対する講評

高崎経済大学大学院地域政策研究科長 増田 正 1

② 第43回地方自治研究群馬県集会提出レポート

森林や木材利用の歴史から再発見 【群馬県職員労働組合】 7

S T O P - T B 推進委員会活動報告 【群馬県職員労働組合】 12

自動運転が社会に与える影響 【前橋市役所職員労働組合】 16

だるマルシェ 【高崎市役所職員労働組合】 21

③ 議会報告（過去分含む）

自治労群馬県本部特別中央執行委員

高崎市議会議員 林 恒徳 26

群馬県議会議員 後藤 克己 29

前橋市議会議員 三森 和也 31

高崎市議会議員 荒木 征二 32

④ 一般財団法人 群馬県地方自治研究センター入手資料

..... 37

第43回地方自治研究群馬県集会 提出レポートに対する講評

高崎経済大学大学院地域政策研究科長 増田 正



本年は、コロナ禍のため、定例（6月頃実施）の地方自治研究群馬県集会が中止となりました。レポートは、中間報告段階では6本ありましたが、コロナ対応のためか、最終的に提出されたのは4本にとどまりました。ご承知のように、例年は発表会でのプレゼン面での技術的評価を踏まえながらの採点・講評を行っています。しかし、本年はイレギュラーな対応とせざるを得ず、レポートの本体の評価のみによって、採点・講評を行うこととしたいと思います。

1 評価項目

それでは、まずここで、自治研レポートの評価項目を振り返ります。

「今回除外されている評価項目」（参考）

① 時間管理：プレゼンテーションでは重要になります。一昔前なら、時間にこれほどこだわることはなかったと思います。みんなが携帯・スマホを使うようになり、同時に電波時計も普及したせいなのか、時間に几帳面な人が増えた印象があります。多くの人に発言機会を平等に与える目的もあり、お偉いさんの長いスピーチのように、他人はお構いなしに自分の話したいことを一方的に話すようなスタイルは、今日では非常に嫌われるようになりました。皆さんも、時間管理には人一倍気を付けてください。例年は、発表時間は20分とされています。時間の管理が苦手で、一度話始めたら没入し、我を忘れてしまう人もいます。アプリやストップウォッチなどを上手に活用して、

失敗しにくいように工夫してみたらいかがでしょうか。

② 発表技法：手書き原稿や従来型のレジュメを使う人はさすがにいなくなりました。当集会では、パワポ（Microsoft Power Point）が標準です。しかし、指定されているわけではないため、Keynote や Google Slides でも構いません。慣れない方は、スライドに文字を打ち込みすぎてしまうようですが、せめて箇条書き程度にしないと、誰も見てくれない無用の長物になってしまいます。アニメーションは、使いすぎると時間管理が難しくなるので、アクセントをつける程度にしておいた方がよいでしょう。

「今回採用されている評価項目」

③ 予備調査：私たちがおろそかにしがちのが予備調査です。もちろん、内発的な動機を重視するのは悪いことではないのですが、たまたま関心を向けた課題が、すでに相当の議論の蓄積があったり、解決されていましたりすることがあります。人間は知識を受け継ぐことによって発展してきました。先行研究、先行事例を丹念に調査すれば、たいていのことは誰かが取り組んでいるものです。自治研活動でも、類例があるかもしれません。ネットの検索はそのための第一歩です。学術論文の検索サイトである Google scholar には、「巨人の肩の上に立つ」と書かれています。巨人の肩の上に立てば、我々は遠くまで見通すことができるのです。蓄積された人類の英知を利用しない手はありません。あなたの周りにいる

「ちょっと詳しい人」に聞いてみるだけでも、ずいぶん先に進めるかもしれません。

④ 課題設定：あなたが生きていくうえで、そして職場で仕事をするうえで、どのくらいの問題に日々遭遇しているでしょうか。問題は突然顕在化することもあれば、問題であり続けることもあるでしょう。大きなものから小さなものまで、解決すべき問い合わせ無数にあります。自分が一大事だと思っていても、他人にはそうでもないということがよくあります。多くの人が関心を持つことが重要なテーマだとは単純には言い切れません。しかし、社会的な問い合わせであれば、共感を持つ人、関心を寄せる人、助けてくれる人は広がりやすいと言えます。私は昨年の講評で、「Think&Link で、一人でも多くの参加者をつなげてみませんか」と書きました。みんなが集いやすい問い合わせというのが、きっとあるはずです。

⑤ 方法論：欧米に比べて、日本や東アジアでコロナウイルス感染が爆発的には広がらないため、ファクター X があるのではないかとの議論があります。現時点では、可能性にすぎませんが、医学や自然科学でさえ、眞の原因を突き止めるのは容易ではないと言えます。理論と観察によって、厳密に原因を突き止めるよりほかはありません。統計学にしろ、社会調査法にしろ、正しく推論するためには、欠かせない技術というのがあります。そしてさらに、それが正しいのか、正しくないのか、第三者が検証できるのでなければ、客觀性は担保されません。科学を標榜していても、実際には疑似科学、似非科学でしかないということがあります。学者や権威ある人がそれに加担している場合もあれば、都合よく事実を切り取っている場合もあるようです。自治研

活動では、学問的な厳密性までは要求されるのではないにしても、元となる事実を改変したり、脚色したりすることは許されません。皆さんのレポートも、関心を持った他の方が追検証できるように、データの出所先や問い合わせ先を明記しておくべきでしょう。

⑥ チームワーク：皆さんのレポートの中には、個人的な関心から出発して、一人で地道に追求し続ける深堀タイプのものもあれば、みんなで共同しながら取り組む分業・協業型のものもあるでしょう。どちらが優れているとは一概には言えないものの、自治研活動は職場をベースとして展開されているものが多いのでしょうかから、自然と後者が増えるのではないかと思います。チームワークを上手に發揮すれば、成果を上げることも、発信することも、簡単になります。ICT 技術の発達により、リモートでの会議や共同作業のツールも充実して来ており、最近では以前よりチームワークを發揮しやすくなっています。

⑦ 職場改善度：これは自治研活動の原点といえるかもしれません、日常的な業務と密接に結びついていることもあり、職場環境を改善することはとくに重要です。しかしながら、職場も社会と結びついているため、同時に社会貢献的側面も意識するようにしてください。あまり内向きの論理を振りかざすと外部からの強い批判を招く恐れがあります。なお、レポートの評価項目としては、「職場改善度」と「社会貢献度」のいずれかだけを評価することにします。

⑧ 社会貢献度：レポートのテーマが職場改善の枠を超えて、社会全体あるいは人類的な課題に取り組んでいるものは、

職場貢献の項目で評価することはできないと考えられます。そこで、大きなテーマを扱っている場合には、「社会貢献度」で評価することにしたいと思います。もっとも、両方にまたがる活動もあるため、主たる目的が職場改善なのか、社会貢献なのか、内容的に分けることにしてください。

2 個別講評

原稿執筆時点では、新型コロナウイルスの感染者数が激増しており、本県はもちろん、日本、そして世界規模で予断を許さない状況が依然として続いております。人類と感染症の関係は切っても切れないものです。最初のレポートは、コロナ禍に苦しむ我々にも示唆的なもので、結核の根絶を目指しています。

① STOP-TB 推進委員会活動報告

県職労・伊勢崎保健福祉事務所 江口奈々

評価項目（4点）：予備評価○、課題設定○、チームワーク○、職場改善度○

基本的な発表の内容と構成は、昨年とほとんど同じです。一方で、「研修会実施状況」（表1）は、新しいデータに更新されていました。外国人と高齢者対策を二つの柱とする本報告において、高齢者施設における研修会を実施していることは、（表2）からわかりました。昨年の講評において、研修会講師派遣状況の「実施場所」「実施日」のデータが欠落していることを指摘いたしましたが、残念ながら今回のレポートでも改善されておりませんでした。また、せめて特別養護老人ホームAのように、イニシャルで表記するとか、派遣先の自治体名を入れることはできるのではないかでしょうか。人数も、50人、

100人ではなく、なるべくリアルな数字にするとよいでしょう。

今回、医療機関感染担当者の意見を取り入れ、「服薬手帳」を作成したことは評価できるでしょう。ところで、その作成に際して、推進委員会がどのようにかかわったのでしょうか。作成秘話などの具体的なエピソードを盛り込んではいかがでしょうか。

新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で、結核を扱っている本報告は、ひときわ注目を浴びる可能性を大いに秘めています。ところが、今回、コロナに対する言及が全くなかったので、さすがにもつたいない気がしました。導入や結論部分にでも、数行言及してみるとよかったです。

② 森林や木材利用の歴史を再発見

—安中杉並木を事例として（後世に引き継ぐために）—

県職労・木材利用研究会・群馬県林業試験場 伊藤英敏、農林大 町田初男、利根沼田森林環境事務所 高橋史彦

助言者 小島正

評価項目（5点）：予備評価○、課題設定○、方法論○、チームワーク○、社会貢献度○

上毛かるたで有名な安中杉並木を事例として、後世に引き継ぐために、「森林や材木利用の歴史を再発見」する本レポートは、まさに地域の課題と職場の課題を架橋するものであり、職業的・専門的知見を踏まえた理想的な取り組みといえます。

本年度は、杉並木の保存方法等について検討したとのことです。具体的には、グリーンモール（歩行者優先で、広場や公園のような人が集まり交流する空間）

として、約 850 メートルを整備するという計画の提案が示されており、遊歩道、自然植生の復元、ベンチ、植栽、広場の整備などからなる魅力的なものです。

報告全体が、実際に撮影した現地写真や自治体 HP からの画像などによって、わかりやすく示されていました。写真、図などの引用先も示されており、適切な学術技法を遵守しようとする姿勢が読み取れます。図 - 6 「グリーンモールの概念図」は、図 - 5 と出所が共通かもしれません、実際にはどうなのでしょうか。

図 - 8 は、地理学などでは一般的に用いられる、GIS ソフトを用いての一部加工が施されており、大変わかりやすい図となっています。単純に自治体の HP からのイメージファイルを借用する例が多い中で、業務上取得した写真を独自に加工することで、オリジナリティと創意工夫が両立されています。

引用文献の表記については、やり方が徐々に変化している場合もあるようですが、『書籍』と『論文』などは、記号的に判別できる方がよいでしょう。とはいっても、限られたスペースでありながら、全般的に読者に対して必要な情報を提供しようとしており、合格点といたします。

章や節のタイトルは、「(2) ~するには?」と「3. ~するには」が「混在しており、標記の揺れが見られます。また、行政一般の表現である「~について」が多いのも、それ自体が問題とは言えないものの、単調な印象を受ける原因となっています。呼びかけや疑問形などを加えるなどして、もう少し読者をはっとさせるチャレンジングなタイトルにしてみてはいかがでしょうか。

比較対象のモデルとして取り上げられた静岡県河津町の「河津桜の並木道」を「地域の魅力向上」に繋がる事例として取り上げています。果たして来場者数がうな

ぎのぼりとなり、年間 125 万人が訪れるイベントに成長したのはどうしてでしょうか。「地域住民の愛着や植栽活動」が地域の魅力を作り出す大きな原因の一つと考えるのなら、こうした推奨的な記述を増やしてはいかがでしょうか。

③ 自動運転が社会に与える影響

～少子高齢社会における公共交通の視点から～

前橋市職労・特別中央執行委員 飯塚 弘一

評価項目(4点):予備評価○、課題設定○、方法論○、社会貢献度○

AI や自動運転は、遠い未来の技術というよりは、すでに我々の手の届く範囲まで到達している「近未来的な」技術です。「就労の機会を奪うことになるのではないか」という危惧がある反面、実際、公共交通の運転手不足は、とくに地方にとっては切実な問題であり、労働者不足解消の切り札としての期待も大きいでしょう。評者が通勤で使っている乗り合いバス(群馬バス)も、減便されこそすれ、増便されることはあるにありません。報告者がお書きのように、自動運転が社会に与える影響には、絶大なものがあります。

わが国の人口ピラミッドは、長い間、釣り鐘型といわれてきました。途上国タイプの上広がりのピラミッド型(多産多死化)から釣り鐘型(少産少死化)を経て、「つば型」(少子高齢化)へと至っています。現在では、人口ボリュームのある団塊の世代が 70 歳を迎え、世界史的にも稀な「超高齢社会」となっています。

2019 年 4 月 19 日に発生した「池袋の暴走事故」を契機として、高齢者の運転する自動車が加害者になり得ることが広く認識され、運転免許の自主返納が徐々

に増えてきているのは、ご承知の通りです。前橋市でも、2018年1月9日に女子高生を死傷事故させ、自動車運転処罰法違反（過失致死傷）に問われた被告は、一審で無罪とされたものの、弁護側自ら逆転有罪を求める異例の展開をたどり、高裁では禁錮3年の判決が言い渡されました。全国的にも、地域的にも注目を集めた痛ましい事件でした。

さて、表1に示されるように、自動運転の技術は、官民ITS構想・ロードマップ2018によれば、レベル0からレベル5までの6段階が想定されています。レベル5の完全運転化がいずれ実現するにしても、それまで我々は実証実験を繰り返していくかなければなりません。前橋市が地域の大学（群馬大学）と事業者（日本中央バス株式会社）を仲介させる形で、課題解決のために協定を締結しています。

群馬大学は、これまでレベル4（高度運転自動化）を目指してきたこともあり、前橋市での実験でも、同様の目標を掲げています。実験区間はJR前橋駅～上毛線中央前橋駅間の1キロほどで、図1によれば、途中の信号も4つしかなく、方向変更も一度しかないことで、一見、容易に達成できそうな路線が選ばれています。運転者不足に悩む「都心幹線」において、運行時間帯拡張の切り札にも見えてきます。

一般に表のキャプションは表の上部に、図のキャプションは図の下に配置されることが多いようですが、本レポートでは、すべて図のやり方に揃えられています。また、グラフ（図5・6・7）は構成比率を示していますが、実数（n）が不明です。自動運転が与える影響について、どのくらいの人が不安を感じているのか、乗客と運転者の双方にアンケートを実施したデータは、非常に貴重ですので、実数（n）を付け加えていただけるとよい

でしょう。

レポートは、社会的な問い合わせ踏まえつつ、論理展開や構成はもちろん、図表の配置なども、かなり工夫して情報量を増やしています。その点、総合力は非常に高く評価できるのではないかと思います。

④ まちステ（高崎まちなかステークス）

一まちを歩いて高崎を再発見—

高崎市職労・高崎支部 掛川和輝・野澤厚志・関志おり・田島寛之・藤守崇洋・狩野志桜里・谷岡奈月・稻垣拓哉

評価項目（4点）：予備評価○、課題設定○、チームワーク○、社会貢献度○

職員有志による「だるマルシェ」が継続的にとり組んでいるまち歩きイベント、「まちステ」（高崎まちなかステークス）も、年々進化していて、評者もその展開を楽しみにしているところです。群馬県下唯一の人口を誇る高崎市が舞台ということで、他の団体より有利なのかもしれません、「都市は自由にする」といわれる一方で、都市は利害関係を複雑にする側面も持ち合わせています。「2. まちステの歴史」を読むと、メンバーの試行錯誤がひしひしと評者にも伝わってきます。

ところで、まちステ1～5、吉井地区でのまちステ7（世界の記憶）は、レポートから読み取れたのですが、まちステ6というものはあったのでしょうか。活動記録の保存のためにも、一度、日時、場所、対象、ルールなどを盛り込んだ一覧表を作成してみてはいかがでしょうか。まちステ全国大会（UNDER 3 5）には、2019年10月11日～13日の記載がありましたが、他はわかりませんでした。神話の世界にならないように、記録を残すこととはサスティナビリティという点でも、重要なことだと考えています。話は

やや飛躍しますが、ユネスコの「世界の記憶」をめぐっては、国際的にも様々な政治的な対立が見られますが、記録物は捏造でなければ客観的な事実そのものです。評者は Facebook などに時系列の活動記録（ログ）を残しておくことをお勧めします。

「3. 更なる『つながりのために』では、これから活動の課題が書かれています。小学校での授業での一環としてや、地元から離れて行ってしまう若者や、自治体職員の研修まで、様々なアイディアがあるようです。あえて「ないものねだり」をするなら、何でもできるということは何をするか定まっていないという面もあるのかもしれません。それは地域的な（コミュニティ）メンバーによる活動であることの宿命なのでしょう。

とても前向きで素晴らしい可能性、「地方都市の未来に希望を与えること」が語られています。十分すぎる実績と経験に

裏打ちされた言葉ですし、自由に楽しくつながったメンバーの皆さんのが展開する、新しいまちステ（n）に期待したいと思います。

まとめに代えて

2020年はコロナに始まり、コロナに終わりました。

労働者として、生活者として、はたまた生命の危機感を強く感じられた方々も多かったのではないでしょうか。私たちは、職場、地域社会、家庭などが根底からゆすぶられました。人類が英知を集め、新型コロナウイルス感染症に対処していくかなければなりません。コロナ禍の中、皆さんの自治研活動がどうか実りの多いものになりますよう、いつもにも増して祈念申し上げたいと思います。

(2020年12月入稿)



■ 地方自治研究群馬県集会提出レポート ■

昨年度、歴史的な景観である安中杉並木の現状について調査したところ、杉並木を保全するには、その根の生育環境を改善することが必要と思われた。そのためには、現状の道路としての利用には限界があり、グリーンモール化（広場や公園のような散歩道）し、杉の根の上を車や人が通らないようにすることが必要である。人口が減少するなか、交通の利便性よりも、杉並木を保全するためのグリーンモール化についての検討を期待したい。

森林や木材利用の歴史を再発見

— 安中杉並木を事例として（後世に引き継ぐために） —

群馬県職員労働組合・木材利用研究会 / 群馬県林業試験場 伊藤英敏 農林大 町田初男
利根沼田森林環境事務所 高橋 史彦 助言者 小島 正

1 評価項目

(1) 森林や木材利用の歴史を再認識する意義について

近年、観光資源としての森林管理が注目されている。自然を保護して守る姿勢から、自然を保全しながら、その魅力を引き出すことが、観光資源となり、自然を保全する動機付けになるとの考え方である。大羽昭仁⁽¹⁾によれば、旅・レジャーに求めるモチベーションは、「①癒やされたい ②美味しい料理を食べたい ③自然景観を楽しみたい」としており、自然景観は、観光の動機付けになっている。

昨年度、歴史が創った景観として、「上毛かるた」で有名な安中杉並木について、その歴史と現状を調査したところ、その管理方法に問題があると思われた。そこで、本年度は、残された杉並木の保存方法等について検討したので報告する。

2 安中杉並木について

(1) 安中杉並木が衰退する原因について

現状の安中杉並木は、写真-1に示すように幹周辺部に、土がわずかに見える程度の状況である。この場所での根の状況

は、図-1に示す状況と推察される。降った雨は、歩道表面のレンガ（透水性がある）から地中に浸透するが、水分があれば良い環境が保たれるのでなく、土壤の構造（空隙率等）も重要である。

土壤の働き⁽²⁾として、「①水分と酸素の両者を同時にほどよく供給する能力、②養分供給を調節、③微生物によって病原菌の増殖をある程度抑制、④土壤に根を進入させることで物体を倒さない用に支える」がある。



写真-1 安中杉並木の根元周辺
(筆者撮影 2019年)

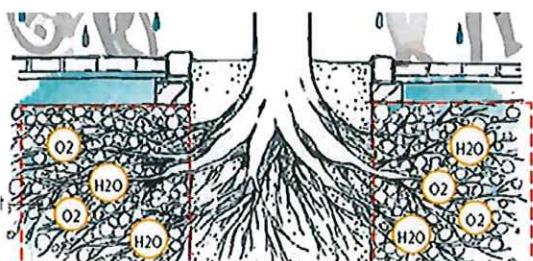


図-1 舗装の下の根の概念図
(グリーンライフ HP から引用)

写真-1に示すように土壤表面がレンガで覆われ、有機物の供給がない状態では、団粒構造（図-2）の発達しない土壤（堅く通気の悪い）となり、杉の根の生育環境として良くない状況である。

伊藤江利子ら⁽³⁾の調査によると、スギ衰退と土壤要因の関係は、「容積重（土壤100mlの乾燥重量）及び孔隙（土壤粒子間の隙間）率は衰退度と相関が認められ、表層土壤の物理的特性がスギ林衰退に影響を与えていた。・・(略)・・スギ衰退は、土層厚が浅く、堅密な土壤で発生している。」今回の条件で解釈すると、スギの根が歩道のレンガの下やアスファルト舗装道路の下にあり、有機物が供給されることなく、土壤の団粒構造が発達しないため、空隙の少ない土壤となり、スギ衰退の要因となる。

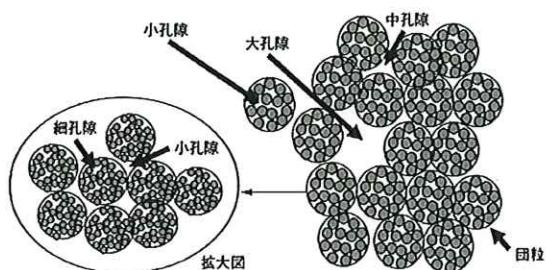


図-2 土壤の団粒構造
後藤逸男⁽⁴⁾から引用

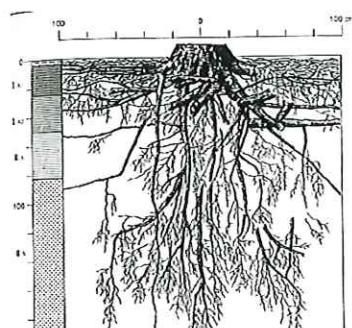


図-3 スギの根の模式図
苅住昇⁽⁵⁾から引用

(2) 安中杉並木の土壤環境を改善するには？

図-3に示すように、スギの根の多くが表面に集まっている。一方、図-1に示すように表面がレンガに覆われている

と、レンガの下にしか根を張ることができない。写真-2に示すように植生が繁茂していれば有機物が供給され、微生物等の活動により土壤の団粒構造が形成され、スギの根の発達が期待できる。スギの根元周辺は、レンガ等で覆うことなく、自然な植生を維持し、有機物が土壤に供給される状態にすることが、スギを健全に保つうえで必要である。

栃木県のホームページによれば、「(日光) 杉並木街道は、観光や地元の方々の生活に欠くことの出来ない幹線道路で、大変多くの車両が通行していますが、このことが並木杉の健全な育成に重大な影響を与えています。」との記述があり、自動車の振動や排気ガス等の影響を示唆している。

日光杉並木街道保存活用計画⁽⁶⁾では、杉並木を保護するためには、スギの周り20m程度（図-4）を、スギ並木の保全地域として確保することを提言している。このことを踏まえると、安中杉並木を保全するには、現在の道路としての利用を見直し、杉並木の保全区域の設置について検討すべきと思われる。



写真-2 日光杉並木の根周りの植生
(筆者撮影 2019年)

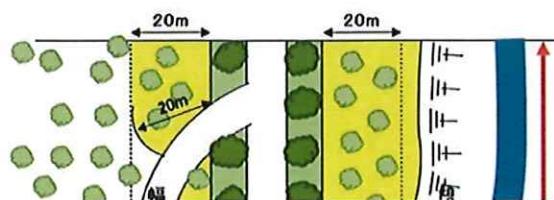


図-4 日光杉並木街道の保全対象地域概念図
栃木県⁽⁶⁾から引用

3. 並木道を保全するには

(1) 赤城山の松並木について

赤城神社参道松並木（前橋市 HP）は、1612 年から松苗を寄進したのが始まりと伝えられている。赤城神社につながる約 3.2km の参道松並木には、樹齢 80 ~ 400 年のアカマツ、クロマツが約 1,000 本近くある。

現地調査すると、松並木は歩道であるため、マツの根本周辺には自然植生が保たれており、踏圧によりマツの根が被害を受けている事例はなかった。遊歩道の横を、舗装された道路が平行して整備（図-5）され、遊歩道と車道で利用形態が分けられている。

安中杉並木と平行して、国道が整備されているので、安中杉並木についても、杉並木は遊歩道、車は国道と利用形態を分けることが必要であろう。



写真-3 赤城松並木の状況 (筆者撮影 2019年)
(左側に舗装された道路を整備)



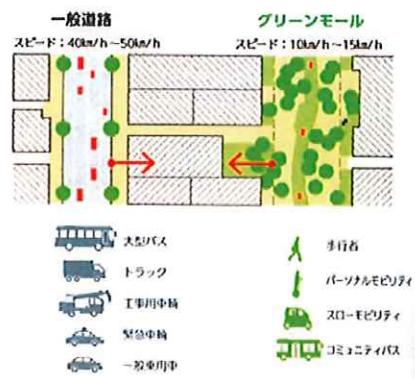
図-5 松並木と道路の位置関係
(前橋市 HP から引用)

(2) グリーンモールとは

安中杉並木は、市街地にあるため、市街地での並木道の考え方の一つとして、「グリーンモール」という考え方を注目した。

グリーンモール⁽⁷⁾とは、「人が歩く速度に即して、公共機関も利用できる歩行者優先の移動空間」、モールとは「木陰のある散歩道」との意味がある。単なる遊歩道ではなく、「広場や公園のような人が集まり交流する空間」である。図-6 に示すように、道には樹木が配置され、歩行者が優先する道である。

安中杉並木は、江戸時代、人が歩く道であり、杉は歩く人を休ませる空間であった。人口の減少が予測されるなか、現在の杉並木を、一般道路から、グリーンモールとして整備すれば、安中杉並木を保全でき、中山道も歴史街道として保全できると考えた。



4. 魅力的な並木道の事例について

魅力的な並木道を整備している事例として、静岡県河津町の河津桜の並木道がある。河津桜とは、オオシマザクラとカンヒザクラの自然交雑種（河津町作成のリーフレット）で、2月上旬から咲き始め3月上旬までの約1ヶ月に渡り咲く、早咲きの特徴がある。

河津町⁽⁸⁾によれば、「第1回桜まつりが開催され、当時の来場者数は3,000人程度にとどまった。(略)テレビ番組で河津桜に対する地域住民の愛着や植栽活動が紹介されると全国にその名が知れ渡り、平成10年度の来場者数は初めて100万人に到達。翌11年度には125万人と過去最高を記録し、以来、1カ月で約100万人が訪れる県内屈指のイベントに成長した。」と記述がある。

並木道は、通行するための手段であり、観光の目的になることが少ない。しかし、ここでは、桜並木を見るために、大勢の人が訪れている。魅力ある並木道をつくることは、地域の魅力向上につながる良い事例と思われた。



写真-4 河津桜の並木道（筆者撮影 2020年）



図-7 河津桜の並木道の場所
(河津町HPから引用)

5. 安中杉並木と中山道を後世に引き継ぐために

安中杉並木と中山道を後世に引き継ぐためには、現在の自動車道としてではなく、グリーンモール（歩行者優先で、広

場や公園のような人が集まり交流する空間）として、約850mを整備することを提案（図-8）する。中山道と安中杉並木（図-9）は、国道18号線と並行に走っている道路であり、バイパスを整備すれば、図-8に示すような区域を、グリーンモールとして整備できると思われる。

グリーンモールの基本的考え方（図-6）により、杉並木と中山道を、①現在の自動車道から、広場や公園の機能を持った遊歩道に変更、②杉並木の根元は舗装（レンガ）から自然植生に復元、③100年後を見据えてスギの後継樹を植栽、④季節毎に楽しめる樹木（桜やエゴノキ等）を植栽、⑤安政遠足侍マラソン等のイベント会場となる広場を整備⑥休憩できるベンチ等を設置する。そのイメージ（写真-5）は、現在の歩道は自然植生にして、通行できる道路幅を現在の半分程度にして、残りの半分に樹木と休憩場所を配置する。

今回の調査で、安中杉並木の周りを調査していると、隣を車が走り抜け、歴史を感じることができない状況であった。そのような状況では、杉並木を保存する機運を高めることが難しい。現在の道路をグリーンモール化して、その北側をバイパスとすれば、不便な点が発生するが、地域住民の憩いの場所が整備され、利点も多いと思われる。

安中市の魅力を向上させるため、グリーンモールの視点入れた議論を通して、「安中杉並木と中山道」を未来に引き継ぐ施策を期待したい。



図-8 杉並木のある中山道をグリーンモールにする計画提案
(空中写真は環境森林部の業務資料、GISソフトを利用して一部加工)



図-9 中山道と安中杉並木の位置⁽⁹⁾



写真-5 グリーンモールの植栽木のイメージ図
(筆者が撮影した写真を加工)

引用文献

- (1) 大羽昭仁 (2018) : 地域が稼ぐ観光 (株) 宣伝会議
- (2) 農林水産省 (2008) : 土壤のはたらき (農林水産省 HP から引用)
- (3) 伊藤江利子ほか5名 (2002) : 関東平野におけるスギ林衰退と土壤要因 森林立地学会誌 森林立地 44
- (4) 後藤逸男 (2016) : 農業経営者 土と施肥の基礎知識 (株) 農業技術通信社
- (5) 菊住昇 (2010) : 最新樹木根系図説各論 誠文堂新光社
- (6) 栃木県 (2019) : 特別史跡・特別天然記念物 日光杉並木街道保存活用計画
- (7) 奥野翔 (2016) : 森の都市Ⅱ 彰国社
- (8) 河津町 (2020) : 「第29回河津桜まつり」 経済波及効果調査報告書
- (9) 群馬県 (2017) : ガイドマップ「上毛かるた」 企画編集 群馬県文化振興課

群馬県の結核に関する保健所職員及び医療機関担当者と連携を深めるために、結核に関連した研修会を開催した。また、結核の正しい知識の普及のため、高齢者施設における感染症対策研修会の講師派遣を実施した。今回、医療機関担当者と連携し、結核患者向け服薬手帳を作成したので報告する。

STOP-TB推進委員会活動報告

群馬県職員労働組合 / 伊勢崎保健福祉事務所 江口 奈々

1. はじめに

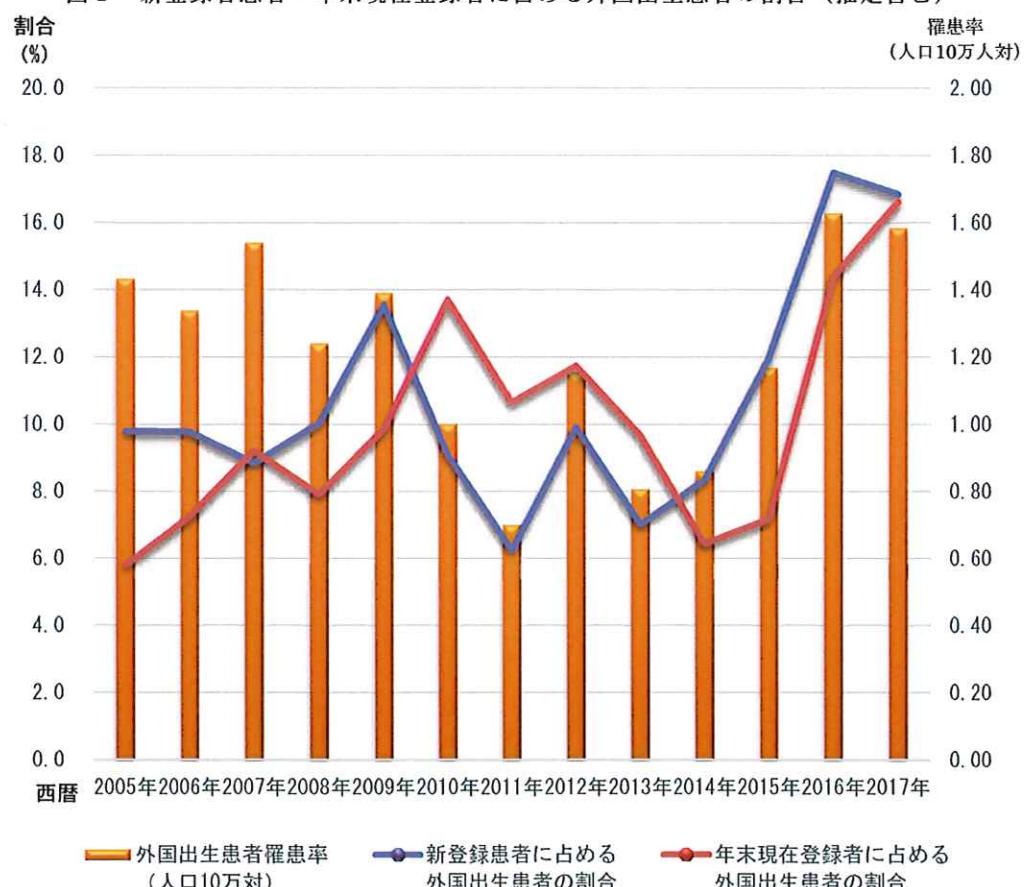
(1) 結核の現状

① 世界の結核と国内の状況

結核は季節を問わず、年中発生する感染症である。世界に目を向けると、単一病原体として死亡原因1位は結核であり、2017年時点では結核患者は1000万人いると推定されている。日本は結核を急速に

減少させた対策として、国民皆保険制度や結核の公費負担制度等が挙げられる。これらの対策と抗結核薬の開発によって、日本の結核罹患率は、高蔓延から低蔓延まであと1歩と迫っている。しかし、高齢化による結核発病が半分を占めている現状や外国人労働者の流入による若年者結核発病の課題がある。(図1)

図1 新登録者患者・年末現在登録者に占める外国出生患者の割合(推定含む)



② 結核の課題

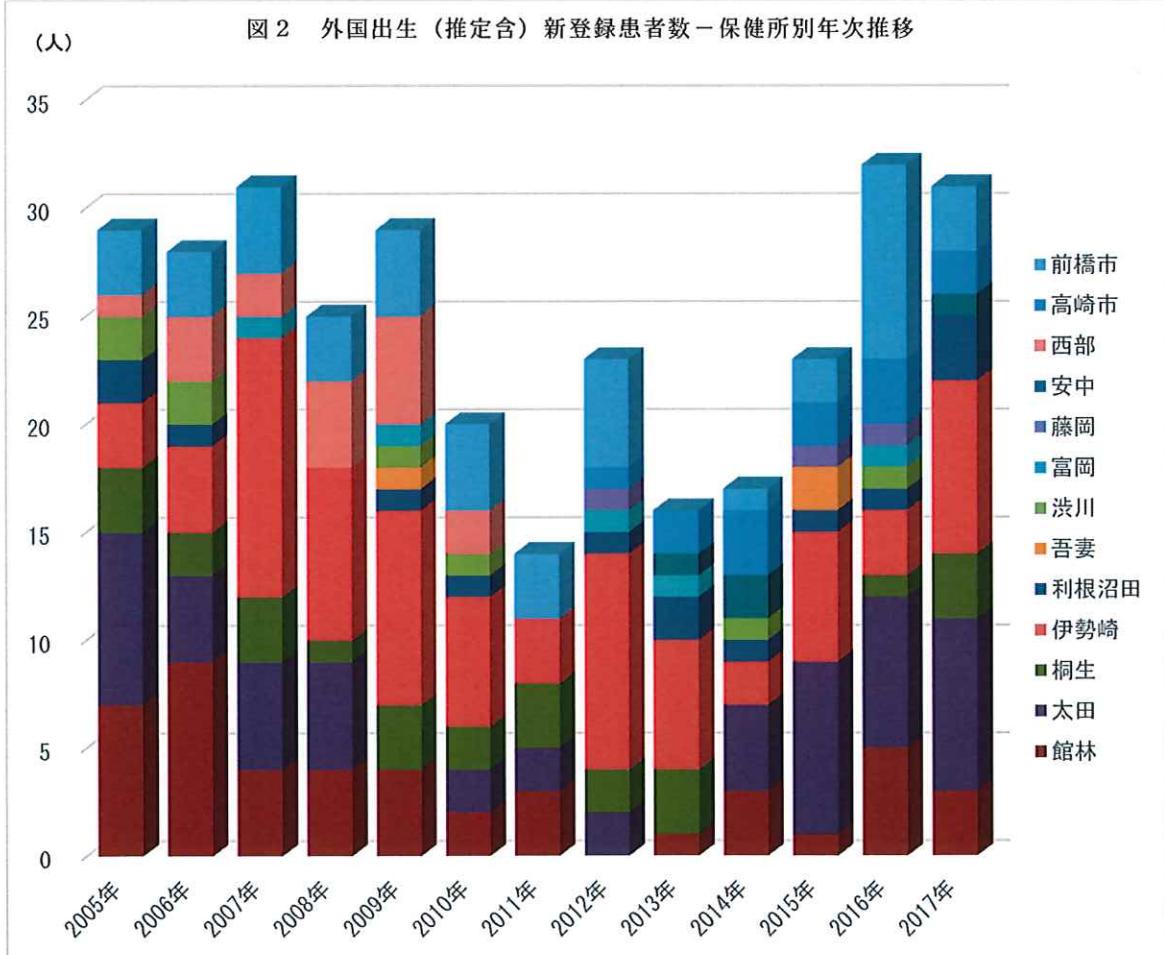
結核に対する関心の薄れが結核の発見の遅れに結び付き、全国の集団感染事例の中に結核が重症化して発見される事例が散見される。結核は早期発見することで、入院治療をせずに、通院治療することが可能である。早期発見につなげるために、保健所は医療機関と連携し、結核の持続的な啓発を続ける必要がある。医療機関は院内感染対策委員会を設置しており、主に院内感染対策委員の看護師が保健所職員の窓口となっている。

患者の治療完遂と周囲の感染拡大防止の目的は同じであり、保健所と医療機関が連携することによって、最強の患者の

支援者となる。現在、医療機関の感染管理認定看護師や院内感染対策担当者に声をかけ、当会の研修会参加をしていただいている。研修会は月1回開催し、結核の最新情報や研修会報告から結核以外の感染症まで、学ぶことができる。

本県は結核患者が減少している中で、外国出生者の割合が依然として高く、全体の 16.8%を占める。また、外国出生新登録結核患者数は、伊勢崎・太田に続き、前橋・利根沼田・館林・桐生の順に多く、外国人結核患者の偏在化が顕著である。外国出生新登録結核患数の出生国別割合ではフィリピン、ベトナム、中国、ネパールの順に多い。(図 2)

図2 外国出生（推定含）新登録患者数－保健所別年次推移



2. 目的

医療機関の感染管理担当者と研修会を通して、結核の知識の普及啓発に努め、行政担当者と顔の見える連携強化を図る。また、高齢者施設職員への結核及び感染症対策の研修会の講師派遣を企画し、結核の正しい知識の普及・啓発を図る。

3. 活動内容

行政担当者及び医療機関担当者向け研修会を8回開催し、最新の結核対策情報の共有や実際の症例を通して、行政担当者のスキルアップや医療機関感染担当者のコミュニケーション強化を図った。
(表1)

表1 研修会実施状況

開催日	内 容
2018年6月29日	結核関連の臨床検査（薬剤感受性）について
2018年8月24日	肺結核の特徴的画像所見について
2018年9月28日	平成30年度結核予防技術者地区別講習会における最新情報
2018年11月30日	県内の結核健康診断受診状況について
2019年1月18日	風しんの流行状況と疑い事例の対応 結核研究所保健師・看護師基礎コース参加報告 「痰について」 「低栄養結核患者への支援や連携について」
2019年3月15日	除菌と消毒の違いについて 「第24回国際結核セミナー」参加報告 「第70回結核予防全国大会」参加報告
2019年5月24日	入国前結核健診に関するセミナー参加報告
2019年6月28日	疫学データ解析演習
2019年7月26日	結核治療における薬剤および薬剤師の役割 結核患者向け服薬手帳の見直し
2019年8月31日	「令和元年度結核予防者関東甲信越地区別講習会」参加報告 複十字病院DOTSカンファレンス参加報告 結核患者向け服薬手帳見直し
2019年9月27日	一類感染症患者移送対応訓練の報告 感染症法における結核対策 解釈と運用
2019年10月25日	結核の特徴的な画像所見 今更聞けない接触者健診
2019年12月20日	結核に関するもうもろのルール



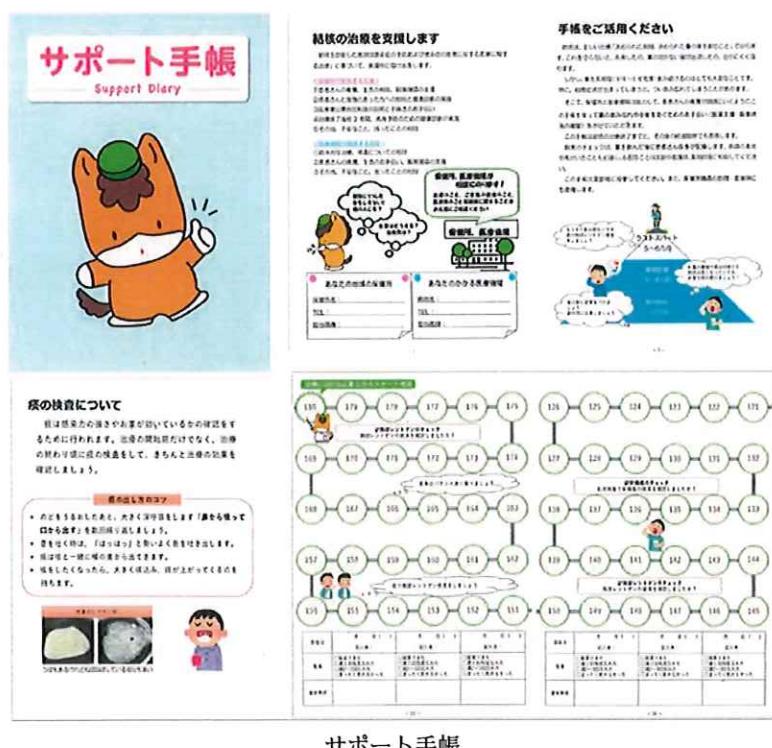
研修会の様子

高齢者施設における研修会講師として4回派遣し、施設職員に対して結核の正しい知識の普及と感染対策の重要性を伝えることができた。(表2)

表2 研修会講師派遣状況

No.	区分	項目	内容	対象者	人数
1	特別養護老人ホーム	感染症	施設内感染対策	施設職員	50人
2	"	"	"	"	50人
3	"	結核・感染症	施設内感染対策・結核対策	"	100人
4	"	"	"	"	100人

また、結核患者は約6ヶ月に及ぶ長期間の服薬を続ける必要があり、保健所と医療機関は患者に服薬の自己中断の有無や抗結核薬の副作用に注視しながら、服薬を支援する。今回、結核患者向けに服薬中の注意点や長期間の服薬を支援するために、医療機関感染担当者の意見を取り入れ、服薬手帳を作成した。医療機関感染担当者の意見を取り入れ、患者が毎日使用する服薬手帳を楽しく記載できる工夫や痰の検査のコツ、副作用の注意点を確認できる項目を盛り込んだ。(下図)



4.まとめ

結核は地域によって抱える課題が異なり、行政担当者の課題解決のための自己研鑽が望まれる。また、最近の多剤耐性結核症例の増加は、今後の結核対策において重要な課題となることが予想される。結核治療において、適切な服薬期間及び適切な抗結核薬の服薬である。しかし、

これらの課題を行政担当者と医療機関が共有し、お互いの専門性を活かして、結核対策を進めていきたい。

今回、抗結核薬の服薬継続を支援するため、結核患者向け服薬手帳を作成し、患者が長期間使用を継続でき、服薬中の注意事項などを盛り込んだ内容となった。今後も継続的な研修会の開催や専門性を活かした研修会講師の企画を実施する。

AI や自動運転技術などは、人間が担ってきた仕事をシステムに移転させることとなり、就労の機会を奪う事になるのではないかという危惧がある。一方で少子高齢化による労働人口の減少で、人手不足も顕在化しつつある。高齢化の進展により移動手段としての公共交通の重要性が増す反面、バスを中心とした運転者不足は深刻化しており、自動運転への期待は高い。そこで、自動運転を導入した場合に予想される社会への影響などを考察する。

自動運転が社会に与える影響

～少子高齢社会における公共交通の視点から～

前橋市役所職員労働組合 / 特別中央執行委員 飯塚 弘一

1.はじめに

わが国では、いわゆる団塊の世代と言われた 1947 年～ 1949 年生まれの人たちが 65 歳以上の高齢者となり、この数年で 70 歳代を迎えるなど超高齢社会の進展は加速度的になっている。1960 年代ごろからのモータリゼーションの進展に合わせて、運転免許証の保有者も増え、団塊の世代を含む 1947 年度～ 1951 年度生まれ（平成 28 年度末時点での 65 歳～ 69 歳）の運転免許証保有率は男性 90.2%、女性 64.5%、平均で 77.0% となっており、その年代以前生まれ、（同 70 歳～ 74 歳）の平均 62.7%、（同 75 歳～ 79 歳）の平均 46.6%、（同 80 歳以上）の平均 20.1% を大きく上回っており、この世代から急速に運転免許保有率が高まったことがわかる¹⁾。

一方、65 歳～ 74 歳は、運転免許証を継続して保有することを再考する年代でもある。運転免許証自主返納件数は 2017 年には 423,800 件であり、2008 年度の 29,150 件の 14.5 倍である。このうち、2017 年度の年齢ごとの構成率を見ると、65 歳以上が 95.5%、70 歳以上が 84.0% で、75 歳以上の 59.9% と比較すると、65 歳～ 74 歳が運転免許証自主返納を行う者が増える年代といえる²⁾。

これまで運転免許証を保有していた者

が自主返納を行うと、主な交通手段であった自家用車という移動手段を失うこととなる。都道府県別の 1 人当たりの自家用車保有率で群馬県は第 1 位、都市別の保有率で前橋市が第 6 位という状況を踏まえると³⁾、群馬県内及び前橋市内で、自家用車という移動手段を失う事はより深刻である。内閣府の調査で、安心して運転免許証を返納できるようにするために重要なことという問いには、前橋市のような中規模都市では、「電車やバスなどの公共交通機関の運賃割引・無償化」が 71.3%、「地域における電車、バス路線などの公共交通機関の整備」が 62.2% と鉄道やバスなど、公共交通の充実を望む意見が高い比率を占めている⁴⁾。このことから、さらなる高齢化の進展に備えて、鉄道よりも整備に時間がかかる、より細かな交通ネットワークを形成できる乗合バスの確保・充実が必須といえる。

しかし、乗合バスの運転者数は減少傾向にあり、バス事業者は深刻な運転者不足に陥っており⁵⁾、そのため黒字路線の減便を行わざるを得ないケースもある。例えば、西日本鉄道は、2018 年 3 月から、黒字路線の深夜帯について、人員不足を理由に終バスの繰り上げによる減便を行った。⁶⁾ それらを踏まえた現状では、乗合バスの充実を図ることは難しい。

そこで前橋市では、これらの課題解決

のために、群馬大学と日本中央バス株式会社と自動運転によるバスの実証実験に

ついての協定を締結した。本稿はその実験について述べる。

レベル	概要
レベル0	運転自動化なし（運転者が全てを制御）
レベル1	運転支援（システムが前後・左右いずれかの制御を実施）
レベル2	部分運転自動化（運転者による監視・介入が前提）
レベル3	条件付運転自動化（システムの介入要求時に運転者が対応）
レベル4	高度運転自動化（限定領域で全てをシステムが制御・対応）
レベル5	完全運転自動化（無制限に全てをシステムが制御・対応）

表1 自動運転技術の定義（官民ITS構想・ロードマップ2018等を基に作成）

2. 自動運転技術の現状

自動運転と一口に言っても、その技術のアプローチは様々である。また、技術の定義・レベル分けについても様々な考えが存在するが、政府は官民ITS構想・ロードマップ2017で、レベル分けを変更し、新たに官民ITS構想・ロードマップ2018（以下、ロードマップ2018）でも表1のように定義の概要が示された。このことから、本稿では、ロードマップ2018でのレベル分けを基に述べる。

現在、いわゆるサポカー及びサポカーソは、自動運転技術を活用した車両といえ、この定義に基づくと、レベル1ないしレベル2であるといえる。この技術のうち、自動ブレーキ機能については、2016年の新車登載率は66.2%に上り⁷⁾、自動運転の要素技術が国民に受容されつつあるといえる。

また、政府は今後について、自家用車の自動運転システムの市場化のサービス実現期待時期として、レベル3を2020年目途、高速道路でのレベル4を2025年目途としているが⁸⁾、レベル5についての言及はない。なお、移動サービスは、レベル4を2020年までに限定地域での無人自動運転移動サービスの実現が見込まれるとしている。

3. 前橋市での実験の背景

群馬大学は、これまで群馬県桐生市などで自動運転の実証実験を行ってきた。同大学の実験の特徴は、レベル4を目指すことに特化してきたことである。これについて小木津は、「はじめて通る道で標識などをもれなく認識するのは非常に難易度が高い。一方でいつも同じルートを通るバスや地域を限定したタクシーであれば、その地域をしっかりと学習すれば、間違った判断をする確率は極めて低くなるため」としている⁹⁾。

前橋市でも、レベル4以上の実用化が実現しなければ、はじめに述べた乗合バスの運転者不足などの課題を解決することはできない。これらのことから、実験については、既存の乗合バス路線への社会実装に向けたレベル4での自動運転を目指したものとすることとした。

4. 実証実験の概要

前橋市と群馬大学、日本中央バスは、2017年10月20日付けで「自動運転実証実験事業の実施に関する協定書」を締結した。協定に基づく実証実験の路線（シャトル線）の概要は表2及び図1のとおりである。

今回の実証実験は、遠隔あるいは無人運転ではなく、大型二種免許の有資格者が車内の運転席に搭乗し、システムにはオーバーライド（運転者の介入がいつでも可能で介入時には運転者の操作が優先

される) 機能を搭載しているため、表1に当てはめれば、レベル3に極めて近いレベル2による実験である。営業路線として、運賃収受を行いながら実験を行うことが大きな特徴で、国内で初の事例である。

区間	JR 前橋駅～上毛線中央前橋駅
距離	約 1 km
所要時間	約 10 分
運賃	おとな 100 円
運行間隔	概ね 30 分に 1 本
実験関係者	前橋市 群馬大学 日本中央バス
車両内運転者	有り

表 2 実験路線の概要



図 1 実験区間（赤線のルート）

この区間で実証実験を行うこととなつた理由の一つが、このシャトル線の経路そのものの特徴にある。その特徴は第1に同路線は2つの駅間を結ぶ2点間輸送を目的としており、途中にバス停が存在しないこと。第2に運行距離が1kmと短距離であること、第3に右左折が最小限であること。第4に信号を含む交差点が

中央前橋駅前を含めて5カ所と少ないとこと、第5に経路上の2カ所に歩道橋が整備されており歩行者との交差が避けられること、第6に前橋駅と国道50号の間はバス専用レーンがあることなどである。

警察庁が2016年5月に定めた、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」を考慮すると、前橋市内では上記に上げた特徴から、当該区間が実証実験に適した区間であると判断できる。

また、もう一つの理由として、前橋市の交通ネットワークの課題が存在する。図2に見られるとおり、前橋市の中心部には、JR前橋駅と上毛電鉄中央前橋駅の二つの鉄道駅が存在する。しかし、この二つの駅間が約1km離れており、鉄道同士が結節していないため、交通ネットワークとしてのネックとなっている。そこで、両駅を結ぶためにシャトル線を運行しているが、自動運転を導入することで、運転者不足がさらに進展した場合にもネットワークを確保できると期待される。

また、同区間は前橋市地域公共交通網形成計画で、都心幹線に定められた経路の一部分に該当する¹⁰⁾。都心幹線は都心内の主要施設を結び、中心市街地の回遊性を高めることで活性化を図るとしている。そのために運行時間帯の拡充も含め検討することとしているが、運転者不足の現状を踏まえると時間帯拡充は容易ではない。そこで、レベル4での自動運転バスを導入することで、都心部の交通利便性と回遊性を確保し、周辺部とを結ぶバスなどと結節させることで、前橋市の交通ネットワーク全体を再構築することができると考えられる。

つまり、この区間での実証実験は、都市部基幹的バスで自動運転を社会実装できるかという実験であると言える。

なお、この都市部基幹的バスについても、「都心アクセス線・都市フリンジ線」「都心循環線」「拠点内回遊線」の3種類が想定されるが¹¹⁾、今回のケースは「都心循環線」ないし「拠点内回遊線」の性格を持つものといえ、同様の課題を持つ地方の中規模都市についても応用できる可能性があろう。



図2 都心幹線のルート

5. 実証実験の実施体制

4. で述べたとおり、この実証実験の関係者は、前橋市と群馬大学、日本中央バスであり、この三者で協定書を締結した。協定の概念図は図3のとおりである。実証実験を行うシャトル線は、前橋市が日本中央バスに運行を委託している路線バスである。このため、前橋市と日本中央バスとの間には、すでに運行委託契約に基づく関係が成立している。そこに、自動運転バス車両及び技術を保有している群馬大学が参画し、当該路線での実証実験の実施主体としている。なお、NTTデータは群馬大学と別途共同研究をしており、協定の枠外ではあるが、実験に参加している。

なお、この協定では、三者について、それぞれの役割分担を明確化している。前橋市の役割としては、シャトル線という実験フィールドの提供、警察や道路管理者などの公共機関のほか沿線自治会と

の調整、実験についてのマスメディア等への情報発信を分担している。運転者が搭乗する形でのレベル2での自動運転走行については、公道実証実験か実走行かを問わず現行法上可能で、許可も不要とされているが¹²⁾、実験をスムーズに行うにはこれらの関係機関との調整は必要不可欠である。

さらに、沿線自治会等地域住民への調整・説明はさらに重要である。実証実験に関わらず、社会実装という意味で自動運転システムを導入するには、導入の機運醸成と社会的受容性の確保が前提であり¹³⁾、表3の役割分担のフレームは有効に機能したといえる。



図3 協定の概念図

実施主体	役割
前橋市	実験フィールドの提供、公共機関等関係機関との調整、情報の発信等
群馬大学	本件事業に関わる技術監修及び実証実験の実施、その他関連する事業等
日本中央バス	運行に関する支援及び車両運転者等の提供、車両運転に関する技術の提供等

表3 公道実証実験の役割分担

6. 実証実験のスケジュール

本実験のスケジュールは図4のとおりである。2018年6月には、1ヶ月かけて自動運転機能を搭載したバスで手動運転（レベル0）を行なながら、道路環境等のデータ収集を行った。図5のとおり自動運転の実証実験であることを明示しながらの運行であったが、この間に利用者から車両への違和感等の意見はなく、車両

自体への社会的受容性は一定程度認められた。9月には収集したデータを基に乗客を乗せない形で自動運転（レベル2）を行い、12月から2019年3月までは乗客を乗せた形で営業路線としてレベル2の自動運転の実証実験を行った。この実験で行った調査から、自動運転が導入された場合に、どのような影響を及ぼしうるか、利用者やバスの運転者を含めた社会的受容性を中心に論じたい。

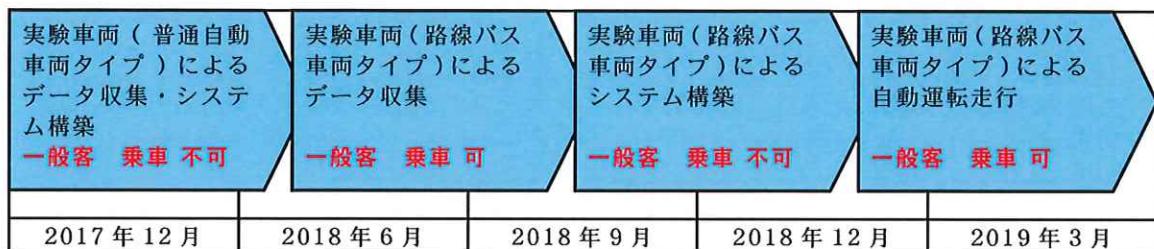


図4 自動運転実証実験スケジュール

7. 自動運転が与える影響

前項で述べた実験期間中、バスの乗客と車両を運行する日本中央バスの運転者にアンケートを行った。

まず、乗客へのアンケートであるが、自動運転バスに乗車前と乗車後で、それぞれこのバスへの安心感を5段階で評価してもらった。結果は図5のとおりである。乗車前と乗車後では安心感をもつ人の割合が増えた。特に中立的な印象が安心へと変化したことが見て取れ、利用客には自動運転バスが安全な乗り物として認識され受け入れられた事が分かる。

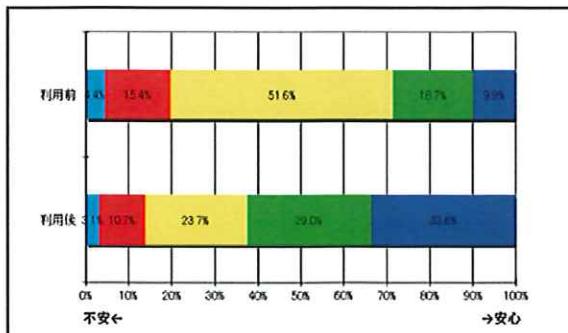


図5 自動運転バス利用者の利用前後の印象の変化

次に運転者へのアンケートでは、自動運転バスに対してはどんな不安があるかを訪ねた。図6は同社路線バス全運転者の回答、図7はその中で実際に自動運転バスの運転席に乗って乗務した運転者のみを抽出した回答である。運転者全体では安全運行上の不安が最も多く、次いで職が奪われる不安、漠然とした不安などが続いた。一方で自動運転バス運転者は全員が安全運行上の不安と回答した。これは、実際に自動運転バスに乗務することで、不安が明確化した結果といえる。現状の自動運転の技術は未熟で、雇用が脅かされることはないとの判断されていると考えられる。

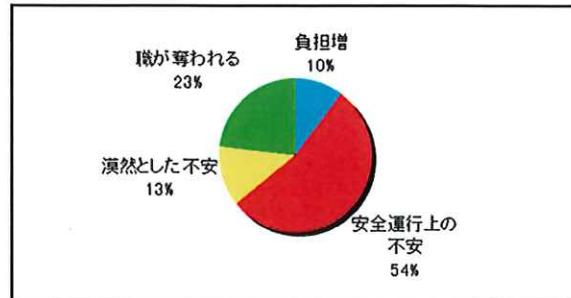


図6 路線バス運転者全体の自動運転バスに対する不安

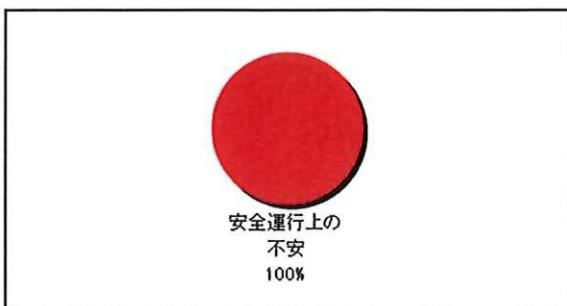


図7 自動運転バス運転者の
自動運転バスに対する不安

しかし、自動運転の技術の進歩は着実に進んでおり、将来レベル4の実現も視野に入り、安全上の不安は縮小していく

参考文献

- 1) 内閣府：交通安全白書，平成29年度版，pp.83-84, 2017.
- 2) 警察庁：運転免許統計，平成29年度版，申請による運転免許の取消件数の年別推移, pp.18, 2018.3.
- 3) 自動車検査登録情報協会ホームページ：<http://www.airia.or.jp>
- 4) 内閣府：運転免許証の自主返納制度等に関する世論調査，ホームページより
- 5) 日本バス協会：『運転者不足問題』に対する今後の対応方策について，バス事業をめぐる情勢, pp.5-6, 2008.3
- 6) NHK：おはよう日本, 2018年6月8日放送分より
- 7) 国土交通省：自動運転戦略本部，第4回会合参考資料, pp.15, 2018.3
- 8) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議，官民ITS構想・ロードマップ 2018, pp.28, 2018.6
- 9) 小木津武樹：ニュートンプレス，ニュートン，AIが加速させる自動運転技術, pp.36, 2018.8
- 10) 前橋市：前橋市地域公共交通網形成計画, pp.121, 2018.3
- 11) 国土交通省：第2回都市交通における自動運転技術の活用方策に関する検討会，資料3, pp.17, 2018.3
- 12) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議，官民ITS構想・ロードマップ 2018, pp.46, 2018.6
- 13) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議，官民ITS構想・ロードマップ 2018, pp.54-57, 2018.6

概要：地方都市には魅力がなくなってしまったのでしょうか？決してそんなことはありません。まちを歩けばその魅力を発見できるはずです。本稿では、有志の職員（だるマルシェ）が、まちとのつながりをつくるために企画したまち歩きのイベント「まちステ」の実施報告と、その効果を検証します。

まちステ（高崎まちなかステークス）

— まちを歩いて高崎を再発見 —

高崎市職員労働組合・高崎支部 / 掛川和輝・野澤厚志・関志おり

田島寛之・藤守崇洋・狩野志桜里・谷岡奈月・稻垣拓哉

1. まちステとは

■ まちステとは

まちステとは「高崎まちなかステークス」の愛称であり、まち歩き × なぞ解きのゲームです。地図と問題集を手に答え

となる場所を探し歩き、撮った写真の合計点を競うチーム対抗戦。オリエンテーリングと似ていますが、大きく異なるのはルートが決まっておらず、与えられた問題を解きながら自分たちの力でチェックポイント（以下、スポット）を探し出

すという点です。

■なぜ、まち歩き？

「中心市街地の衰退」「人口減少・少子高齢化」全国の多くの地方自治体と同様に、高崎市もその問題に直面しています。まちなかで商業を営む方にお話を伺うと「賑わいがなくなった」「平日も休日もさほど変わらない」と危機感を募らせてています。

地方都市には魅力がなくなってしまったのでしょうか？決してそんなことはありません。その土地ならではの個性的なお店や人、過去から現在へ息づく文化など、まちの魅力は確かに存在しています。まちを歩けば、その土地ならではの魅力を発見できるはずです。

私たちに何かできる事はないだろうか？と考え「まちステ」というイベントでまちに触れてもらう機会をつくりました。まずはゲームという形で楽しみながら「高崎を知ってもらう、そして、高崎を好きになってもらう。」ことを目標とし企画した実施報告と、その効果を検証します。

2. まちステの歴史

(1) 「まちを知る」ための試行錯誤

【初めてのまちステ・採点は大混乱】

初めてのまちステはスポットを88箇所用意し、その場所の写真を撮ってきてもらうというシンプルなルールでした。

大きな反省点は「採点作業」でした。大量の写真をゴール後に採点したため、参加者の皆さんを大変お待たせすると共に、作業の焦りからミスも生じていました。また参加者アンケートから「場所を知っている人には簡単すぎて知らない人には難しすぎる（知っている人が圧倒的に有利）」「より多くのスポットを探すこと

とだけに集中してしまい、高崎のまちをじっくりと見ることができない。」という課題も浮き彫りになりました。

第2回大会のまちステ2ではヒントに写真を載せず、スポットの説明文としました。また、写真を事務局へメール送信してもらい、採点作業の効率化を図りました。しかし、元々知っている方が圧倒的に有利であり、スピード勝負である点に変わりはありませんでした。

■まちステ1 ヒントの例



高崎の玄関口の紅白だるま

- ・ヒントは写真と簡単な説明文
- ・写真と同じものを見つけて撮影
↓
- ・多くのスポットを見つけられる
- ・知っている人には簡単すぎる
↓
- ・膨大な量の写真を事後に採点
↓
- ・参加者を待たせてしまう

(2) 「まちを楽しむ」ための試行錯誤

【ゲーム性を高めてスピード勝負から脱却】

まちステ3ではスピード勝負から脱却し、まちをじっくり歩くために、よりゲーム性を持たせようと考えました。ルールはスポットに隠された「文字」を集めというものです。例えば【高崎市役所】には【た】の文字が隠れています。そのようにして「た・か・さ・き・ま・ち・な・か・

す・て・く・す」の12文字を集めます。考える時間ができたことで「高崎を再発見」という当初の目標に近づくことができました。また、スピード勝負でなく誰にでも優勝の可能性があるため、参加者のモチベーションも上がったようです。一方、採点作業はメールが送信者毎にソートされないために混乱し、課題を残すものとなりました。

まちステ4ではシステム面での改良を行いました。無料通話アプリLINEにてまちステ4のアカウントを作成し、そちらを通して参加受付・ルールなどの事前連絡・写真の受信を行いました。採点もチーム毎に自動的にソートされるため、非常にスムーズに行うことができ、参加者をお待たせすることはありませんでした。

■まちステ3 ヒントの例

【初代●○●○ちゃんを撮影せよ】
2014年ゆるキャラグランプリを獲得したのは2代目です。

答え：初代ぐんまちゃん
文字：く・ま（どちらかを選択）
→この要領で文字を集める

- ・ゲーム性を持たせる
- ・スピード勝負から脱却しゆっくり歩ける
↓
- ・再発見という目的に近づく
- ・参加者のモチベーション向上
↓
- ・LINEの利用により運営の効率化

(3)「まちを知る」へ原点回帰

【高崎を再発見をテーマにルールを再構築】
まちステ3及び4にて採用したルールは娛樂性があり参加者からも好評でした

が、まちステの原点である「高崎を再発見」という部分を更に深めるべく、ルールを大幅に変更しました。【歴史（市史）】【交通】【音楽】【商都】【現在】5つのジャンルの歴史にまつわるスポットを各3箇所探します。ルールはシンプルにし、ヒントをそのスポットにまつわる歴史の説明文とすることで難易度が上がりました。「調べて、歩いて、探す。」という3つのステップを踏むことにより、既に知っていた場所も違った視点で見ることができ、再発見につなげることができました。

参加者からは「難しかったが勉強になった」「高崎が好きになった」といった感想をいただき、ゲームとしてほぼ完成形になったという手応えを感じました。

■まちステ5 ヒントの例

【歴史】高崎の「町」の出発点
上野国高崎藩初代藩主井伊直政は、中山道と三国街道の分岐点にあたる交通要所を監視するため、廃城となっていた和田城地に高崎城を築城し（中略）交差点の信号標識を撮影せよ！

- ・名称を出さず説明文のみのヒントとする
↓
- ・調べて、歩いて、探すというステップ
- ・知っている場所も違う視点で見られる
↓
- ・再発見につながり高崎が好きになる

(4)「まちなか」から飛び出す 【舞台は「世界の記憶」】

それまでのまちステで掴んだ手応えを胸に、中心市街地からおよそ7km離れた吉井地区に舞台を移しました。ここには2017年にユネスコ世界の記憶に認定され

た「上野三碑」があります。問題をつくるうえで苦労したのは中心市街地ほどスポットの数がなく、エリアが広大になってしまいうという点です。そのためルールを変更し、公共交通機関の利用は可能としました。場所をえることの不安はあつたものの問題なく開催することができ、まちステの可能性を広げるためのチャレンジは成功しました。

**■まちステ7 必須回答の問題
【多胡碑記念館で上野三碑の勉強】**

多胡碑記念館に期間限定で設けられたあの写真が取れるコーナーにて記念撮影。

その後多胡碑にてボランティアスタッフの解説を聞いてください。



- ・認知されていない「資源」をテーマに
↓
- ・地元の魅力として認知
- ・楽しんだことで思い入れができる
↓
- ・認知度の向上
- ・シビックプライドの醸成

中心市街地で行っていたまちステは、様々な要素の集積を前提に組み立てていましたが、上野三碑のようにメインとなるものがあればゲームをつくることができます。そして、認知度が高いとは言えなかった上野三碑ですが、このゲームをきっかけに初めて訪れ、熱心に碑の説明を聞く方も見られました。その存在を情報として「知っている」とことと「行ったことがある」ということでは親近感に大きな差があります。そして、ゲームとし

て楽しんだという記憶がそれを更に強固にするものと感じました。このような形でシビックプライドを醸成できたことは、イベントの成功以上に大きな収穫でした。

(5)まちステ全国大会 (UNDER35)

【全国の組合員がまちステに参加】

2019年10月11日(金)～10月13日(日)高崎市にて第2回 UNDER35 全国集会が開催されました。台風の影響によりプログラムが大幅に変更となり、当初は丸一日まちステの時間を取り予定でしたが、最終日の午前中のみ、体験版として全国より集まった組合員にご参加いただきました。

スポットは高崎を代表するものを集め、ルールも「写真と同じものを見つけて撮影」というシンプルなものにしました。採点作業はLINEを利用し、チームの代表者から送られてくる写真を事務局で集計するという方式でした。大きな混乱は生じなかつたものの、問題をつくった人間には簡単に判断ができる写真でも、初めて目にする方には判別が難しく、開催規模を拡大する際には採点者の育成が必要であるということがわかりました。

歩く時間が1時間しか取れず、まちステを楽しんでいただけるか不安でした。しかし、ほとんどのチームがお題をクリアし、楽しそうな表情で帰ってきた姿を見て「まちステは誰でも楽しむことができるもの。」という自信が深まりました。また、事後アンケートにおいて「高崎のことを知ることができた」「まちを新たな視点で見ることができる」「地元でもやりたい」といった感想をいただき、たいへん励みになりました。また、「チームの絆が強くなった」「メンバーと仲良くなれた」という感想から、チームビルディングの要素もあるという新たな気づきも得ることができました。

3. 更なる「つながり」のために

■これまでにできしたこと

「高崎にずっと住んでいても、まだまだ知らないことがたくさんあるんだなあ。とあらためて『高崎』が好きになりました。」まちステにご参加いただいた市民の方からいただいた感想です。この言葉に、まちステの狙いが凝縮されています。

他にも、お気に入りのお店を見つけてそちらに立ち寄る方、常に優勝を目指して本気で取り組んでくれる方など、現在までに様々な形の「高崎とのつながり」を生み出すことができました。私たちも企画を通して自分が働くまちへの理解が深まり、高崎とのつながりが強くなつたと感じています。

■これからやりたいこと

まちステの目的は「高崎を知る、そして、高崎を好きになる。」ことです。そのために多くの方にまちステを体験してもらいたいと考えています。そういう意味では、私たちのこれまで活動は目的を達成できていません。

地元の小学校にビラを配るなどして周知を図っていますが、なかなか新たな参加者を確保できずにいます。このような取り組みを職員だけで展開していくことは限界を感じており、この状況を打破し、まちステを更に高崎のために役立てるには、何らかの形で民間の方の力を借りることが必要不可欠だと考えています。現実問題として「市の職員が自主的に考えたまち歩きゲーム」に興味を持つ市民はそう多くないと思いますし、どのようにしたら「面白そうだ」と興味を持ってもらえるかが今後最大の課題です。

■考えられる可能性

問題を簡単に歩いて探すことに特

化させれば、楽しみながら自分のまちを知ることができます。小学校の授業の一環で開催できるかもしれません。システムを複雑にしてゲーム性を高めれば、それまで行政に無関心だった層にまちを歩いてもらうことができます。若者に訴求できれば、都会へ向いている目を地元に向けることができるかもしれません。自治体職員の研修で開催すれば自ら働くまちについて理解が深まり、チームビルディングもできてしまいます。

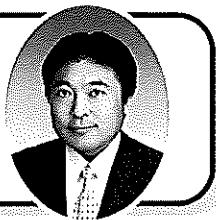
前述のように、それらのことを市の職員だけで展開しても効果は限定的であり、民間の方とタッグを組んでいく必要性を感じています。まちステ7のように観光資源をテーマにしたものであれば、その関係者や地元商店などとタイアップできる可能性はじゅうぶんにあります。

このように、試行錯誤を繰り返し、様々な形ができたからこそ考えられる可能性は広がっています。スタート当初は予想していなかつたことですが、実現可能なものは実現し、高崎の魅力を体験するツールとしてまだ成長させていきたいと思っています。それが地方都市の未来に希望を与えるようなものになれば幸いです。

高崎市議会活動報告

自治労群馬県本部特別中央執行委員

高崎市議会議員 林 つねよし



1. はじめに

12月定例会は、人事院勧告を経て、内閣による給与法改正を視野に入れ、11月末の開会になります。とりわけ、マイナス勧告が出た場合に12月1日、冬の一時金基準日前に採択しておく必要があり、11月28日（木）に開会になりました。

告示は一週間前の11月21日（木）になるのですが、事件は11月18日（月）高崎市など関係各所に家宅捜索に入つたことから「官製談合事件」が明るみに出ました。

翌日の新聞で、高崎芸術劇場の館長、副館長および電気施工業者社長の3名が逮捕され、これに対してどう対処するのか、市役所、組合、議会ともこの事件に対してどう対応するかをそれぞれに検討に入りました。

事件が捜査進行中ということで、議会運営委員会では「捜査の状況を見守る」ということでとりわけ何もしない方向性が出たため、連合議員懇5名を含む市民クラブは、この議会で何もしないわけにはいかないと、自治労出身の荒木と私で、一般質問でこの問題について切り込むことを決め議会に臨みました。

2. 令和元年第5回定例会

11月28日開会の定例会において審議された議案では、清水善造メモリアルコートや高崎市メディカルサポートセンターの指定管理のほか、森林環境基金条例を制定し、新進環境贈与税の受け入れ

先をまず設けるそのような条例が審議される中議案第105号、106号、及び106号で会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について上程され、12日の本会議において原案が可決成立了。

条例については大きな問題はなかったのですが例年12月1日号の広報において、嘱託の保育士や給食技士の募集を掲載するため、名称や待遇などの詳細をどのように描くなどが議論されました。

一般質問では、12月2日（月）3番手で、荒木市議が二項目目「市発注業務について」で今回の官製談合事件について追及をし、翌3日の4番手で私が2項目目「今度できるコンプライアンス室について」として質問を行いました。

翌日の4日では、1番手中島議員、2番手三井議員、3番手高橋議員が相次いで、一般質問の最後のところで、市長のトップダウンの性質が今回の官製談合事件を生む土壤となったなどの発言を行い、連合議員5名がこの事件について追及しました。

3. 質問事項詳細

【林一般質問やり取り】

市長は、「組織としてコンプライアンスへの取り組みが甘かった」と、外部の弁護士を入れて、市役所内の法令順守を見直す部署として「コンプライアンス室」を設置する方針を示しましたが、コンプライアンス室とはどのようなものなのか

【総務部長】

「コンプライアンス室」は、職員の職務遂

行にかかる法令順守の徹底と、法的に適切な職務遂行の推進を図ることを目的として設置を検討しているものでございまして、弁護士を室長に置き複数の職員を配置するものでございます。

主な事務分掌といたしましては、法令解釈の助言に関すること、不当要求対策に関すること、事務の適切な執行に関する事、職員の法令順守の意識啓発に関する事、などを想定しております。

【林】

一般質問において、初日の伊藤議員、三島議員、昨日の荒木議員が「官製談合事件」について直接質問をされている方もいらっしゃいますが、このコンプライアンス室を作るに至ったいきさつをお伺いいたします。

【総務部長】

「コンプライアンス室」につきましては、今般、本市職員が、官製談合防止法違反等の容疑で逮捕されたことを受けまして、これまで以上に職員の職務遂行にかかる法令順守の徹底に努め、市民の皆様から信頼される市政の確立に向けて、全力で取り組んでいかなければならぬとの考え方から、その設置を検討するに至ったものでございます。

【林】

群馬県が導入しようとしている内部統制の制度について、同様の制度を導入する考えがあるのか。

【総務部長】

内部統制の制度につきましては、平成29年の地方自治法の改正に伴い、令和2年4月1日から都道府県及び政令指定都市に対して義務化された制度でございます。本市といたしましては、改正法の趣旨を踏まえながら、コンプライアンス室が中核となり、全庁的に共通する、財務事務に関する点検・管理など、実効性のある取り組みを進めてまいりたいと考えてお

ります。

【林】

組織内の統制業務として人事と組織の運営を互いに見守るために以前は、行政管理課、総務的な業務であっても市長公室と総務部など複数に分け、互いにけん制できる組織体制がありました。市長公室および、行政管理課の廃止はなぜ行ったのか。

【総務部長】

市長公室及び行政管理課の廃止に浮いてございますが、いずれも平成24年度末で廃止しております。

その理由といたしましては、管理部門をスリム化することによりまして、より迅速な意思決定と効率的な行政運営を図ることを目的として、組織の改編を行ってきたものでございます。

【林】

管理部門のスリム化により、迅速な意思決定と効率的な行政運営は、まさに富岡市の根幹をなすものだと考えます。そもそも、職員の順法意識をどのように考えているのか、お伺いします。

【総務部長】

公務員である市職員にとりまして、法律を遵守することは最も基本的な事柄であり、また、非常に大切なものであると認識しているところでございます。そのため、職員に対しましては、日ごろから、法令を遵守することはもとより、服務規律の徹底について指導を行っているところでございます。

しかしながら、今回このような事件が発生してしまったという事実に関しましては、誠に残念ではございますが、真摯に受け止めなければならないものと認識しております。

今後このような事件が二度と発生することがないよう、職員の法令順守に対する

意識を高め、市民の皆様に信頼される市役所を目指し、全力で取り組んでいかなければならぬと考えているところでございます。

【林】

市役所の職員に採用されたとき、服務の宣誓を行います。宣誓書には次の通りの記載があります。読み上げます。(宣誓書朗読)

一般の職員はこの宣誓書に署名し、改めて公務員としての意識を強め、順法意識を固く誓うわけです。そのうえで、職員の順法意識を高めるための研修を職員課の担当は考え、取り組みを進めてきました。

昨日の一般質問において、荒木議員は職場の風通しやその雰囲気が今回の事件を生じさせたという話をしましたが、今回のコンプライアンス室は、おそらくその改善を目的として設置されているものとは考えられません。

職場の中では、友達付き合いではないのだからギスギスしていてもかまわない。などの話を聞いたこともありますし、「なぜできないのか、法律がそうであってもできるようにする知恵を出せ」、だとかいろいろと聞こえてくるものがあります。法律を制定する際に、その解釈によっていろいろと取り組みができるようになっていますから、法律の行間を読みながら、富岡市政になってから、本市職員の職務のスキルは非常に高いものになってきたと思いますし、住民の要望に対して適切に対処してきたと思います。

一方でトップダウンにより、行政が進められているイメージから職員が上のものに発言できない状況、逆らうことができない状況が生じています。

今回の事件はコンプライアンス室があれば防げたものなのか。

佐藤元室長は、菅田氏からの話が来た際、

速やかにコンプライアンス室に対して不当要求対策として相談すれば解決できたものなのか。

市長に近い人であると思われている人の要求に対してそのようなことができるのか。

組織を守るために、このコンプライアンス室は必要かもしれません、今回の事件での解決方法として、職員は全く安心して、自分を信じて業務遂行ができるものとは考えられません。

市長がよく市制施行にかかる計画では、「作文は好きではない」という発言をされますが、今回のこのコンプライアンス室はこのままではまさに、作文、絵に描いた餅でしかないと考えます。組織を守るためににはなりますが、組織の中で働く人を守るものではなく、今まで以上に市長の行政推進の力になるものとは思えませんので、拙速な対応ではなく、本当に必要な組織の改編を求め、一般質問を終了します。

4. 終わりに

とても不思議な雰囲気の議会でした。最大会派は腫物を触るような感じでした。とにかくその議論をしないようにという雰囲気を出していました。

個人的には市長も人間ですから、結構すぐにカッとなりますし、かなり厳しい言葉で部下を叱責するなども感じています。明らかにパワハラでしょうという発言もある中で今回の事件が起きました。

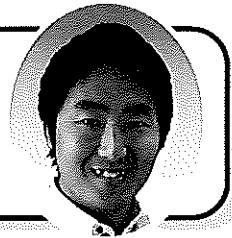
事件当初から組合と歩調を合わせ取り組みを進めてきましたが、3月議会においては、すでに誰も議論をしない状況に組合員はどう考えるのか。などとの意見も出ています。

組合員の働きやすい環境を目指しました取り組みを進めます。(2019年12月入稿)

定例県議会報告

自治労群馬県本部特別中央執行委員

群馬県議会議員 後藤 克己



1 重く厳しい県政の難題にも 目を向けよ

就任以来、抜群の知名度と発信力を武器に、パフォーマンス的な施策が先行する山本新知事に対し、後藤は、財政問題や来年完成の「Gメッセ群馬」の運営など、本県が直面する難題にも正面から取り組むよう提言しました。

(1) 財政問題 厳しい実態がオープンに

大澤県政以降、税収が伸び悩む中で歳出を大幅に伸ばし続けた結果、かつては全国トップを誇った財政の健全度は大きく後退し、将来世代に大きなツケを残しかねない状況にあります。後藤が新知事に最も期待を寄せる課題がまさに「財政の立て直し」です。

山本知事は、早期に今後5年間の歳入歳出の見通し（中期財政見通し）を作成することを名言。10月に公表された見通しでは、毎年巨額の財源不足が生じるという厳しい実態が明らかにされました。

再建のための方策として、副知事をトップとした「行財政改革チーム」を発足し、次年度予算に向け徹底した事業の見直しを行うなどの取り組みの結果、新年度予算では、これまで年度当初にほぼ全額を取り崩していた財政調整基金（不測の事態等に備える貯金）を53億円確保し、プライマリーバランスも黒字に戻すなど、約半年の取り組みで健全化に向けて舵を切った手腕は評価できると言えます。

(2) 3つの難題を同時にクリアできるか Gメッセ群馬

いよいよ4月に完成予定のGメッセ。しかし、大変なのは作ってから。今後、4つの難しい命題を同時にクリアする必要があるからです。

まとめると、①黒字運営となるよう稼働率を上げること。②県内の既存施設の需要を奪わないこと。③学術会議や展示会など、政策的に合致したイベントに特化すること。となります。

つまり、黒字運営を維持しながらも、稼働率を上げるためにどういったイベントでも良いわけではなく、誘致するイベントの質も確保しなければなりません。後藤は、この命題を前知事の答弁どおり誘致補助金など作ることなくクリアすることは極めて難しいことであり、知事の発信力を活かしながら真剣に取り組むよう提言しました。

このような経営的な業務を役所は一番苦手としています。結果、運営委託する専門業者に「丸投げ」となり、失敗する懸念があります。

後藤は、そのためにも、県庁内に専門人材を育成し、専門業者に負けないノウハウを県庁内に蓄積できるかがカギとなることも提言しました。

2 「幸福度向上」のカギは 「3つの転換」

山本知事は公約として「県民の幸福度」向上を掲げていますが、「幸福度」ほど指標化が難しい概念は無く、知事もその定義を具体的に述べてはいません。

(1) 「尺度」の転換

後藤は、成熟社会を迎え、県民が「モノの豊かさ」から「心の豊かさ」を重視する中、「幸福度」の尺度も従来の「経済」中心から、生きがいなど「暮らしの質」へと転換すべきと考えます。

後藤が山村地域の目を向ける理由もそこにあります。従来なら県民所得等の高い東京が最も幸福度が高いことになりますが、都内の20代の半数が地方移住を希望しているという政府調査が示すように、自然や地域とのふれあいなど、地方こそ幸福度が高いと考える人々が増えています。群馬が幸福度先進県となるためには、山村地域が大きな強みになると提言しました。

(2) まちづくりの転換

人口減少社会において「質の高い暮らし」を実現するためには、まちづくりのあり方を転換する必要があります。

人口増加時代において、道路とマイカーを中心のまちづくりを進めた結果、元々賑わっていた集落や商業地域が衰退し、郊外に薄く広がっていきました。

しかし、人口減少時代を迎える無秩序に広がった生活インフラの維持管理が財政を圧迫し、また、生活における移動手段をマイカーのみに頼らなければならぬなど、「暮らしの質」の確保が難しくなっています。

後藤は、これまで一貫して公共交通を軸に、駅や旧役場の周辺など、かつての「まちのまとまり」を再生するまちづくりを提言してきました。その理由は、前述の課題を解決すると同時に、「歩く」を中心としたライフスタイルに転換することにより、健康や環境、また人々との交流など、「暮らしの質」を高めることができると考えるからです。

群馬県もH30年に「群馬県交通まちづくり戦略」を策定し、徐々にまちづくり

の方向性を転換しています。新年度予算でも、公共交通の再生に向けた施策は精力的に実施される方針です。とりわけ早急に再生が必要な「バス」については、県内のバス路線情報を全てネット上にオープンすることにより乗換案内アプリで検索を可能にしたり、ICカード化を進めるなど利便性向上を進めてきましたが、新年度は更に一步進め、「バスがどこを走っているのか?」を利用者が把握できるバスロケーションシステムの本格導入をしていく方針です。また、公共交通が脆弱な地域においては「相乗り」など新たな移動手段の実証実験を進めています。

(3) 産業政策の転換

「暮らしの質」を高めるための経済的な視点として、後藤は「富の地域内循環」、つまり地域の資源を活かし、県民の汗で生み出した「富」が地域に落ちて循環する経済への転換を提言してきました。

そして、そのカギは、「自然エネルギー」「観光」「農林業」であると後藤は考えます。

化石燃料依存から自然エネルギーに転換することにより、原油等の輸入で海外に逃げていた「富」が地域に落ちるだけでなく、新たな設備投資需要により県内企業にビジネスチャンスが広がります。

観光も、企画や宣伝を大手旅行会社が一手に握り、利益も吸い上げる産業構造でしたが、スマートの普及により、観光地自らが高額な宣伝費をかけずに情報発信でき、また観光客が主体的に情報を検索できる時代になりました。

後藤は、県が観光資源の宝庫である山村地域とともに地域資源を磨き上げ、農林業も絡ませながら「食と癒やし」を武器とした観光ブランドを確立することにより、地域にお金が落ちる観光のビジネスモデルを作る絶好の好機を迎えている

と提言しています。

今年開催の群馬ディスティネーションキャンペーンにおいても、一過性のイベ

ントに終わらせらず、地域レベルで地道にコンテンツづくりを進める姿勢が見られつつあります。 (2020年2月入稿)

前橋市議会報告

自治労群馬県本部特別中央執行委員

前橋市議会議員 三森 和也



皆様、お世話になります。

平成31年第1回定例会から令和1年第4回定例会にて、以下の項目について、質問いたしましたのでご報告させていただきます。

第1回定例会、総括質問

1. 子どもたちの安全と健康、命を守る取り組み
(通学路の防犯カメラ、防犯灯設置、子ども安全協力の家)
2. 本市職員の働き方
(時間外勤務、技能労務職員の採用継続、育児休業、介護休暇、障害者雇用)
3. 行財政改革 (前橋テルサ)

第1回定例会、 教育福祉常任委員会

1. 地域医療推進事業
2. 休日当番医制度
3. 夜間急病診療所事業
4. 後期高齢者医療広域連合
5. 地域ケア会議推進事業
6. 介護職員処遇改善
7. 介護離職の実態把握
8. 小中学校における空調設備設置促進
9. 共同調理場の備品整備
10. 学校保健事業 (治癒証明書)

第2回定例会、総括質問

1. 中小企業支援 (事業承継、企業の市外

転出に関する対策について)

2. 本市の医療環境 (地域医療構想、救急患者受け入れ状況、病床再編)
3. 福祉施策の充実 (児童虐待対策、認知症対策、シプリングセンター)
4. 本市職員の会計年度任用職員制度

第3回定例会、 教育福祉常任委員会

1. 放課後児童クラブの運営 (潜在利用者の把握)
2. (直営)保育所保育士の労働環境整備、民間保育士の待遇改善、調理技士配置など
3. 児童虐待対策
4. 前橋市総合福祉社会館管理運営
5. 障害者教養文化体育施設 (サンアビリティーズ) 管理運営
6. 高齢者支援配食サービス・生活支援体制整備
7. ひきこもり対策 (居場所づくり支援など)
8. スズメバチ駆除
9. 通学路の安全対策 (ブロック塀・道路標示・防犯灯・防犯カメラ・ガードレール・歩車境界ブロックなど)
10. 児童文化センター運営 (駐車場整備)

第4回定例会、総括質問

1. 本市職員の働き方について、①会計年度任用職員制度 ②時間外労働 ③定員管理計画
2. 本市の財政運営
以上の項目について、公共サービスの維持・向上や健康管理など、そのための

労働環境充実を中心とし、発言の機会毎にとりあげてまいりました。

詳しくは、前橋市議会ホームページの会議録検索システムをご参照ください。

また、本市職員にかかる国や県に向けた意見書を提案いたしました。

1. 学校施設への空調（冷房）設備の導入整備の充実を求める意見書
2. 日米地位協定の見直しを求める意見書
3. 会計年度任用職員制度施行に伴い地方自治体への財政措置を求める意見書
4. マイナンバーカードに関する意見書
(カード作成はあくまで任意であり強制されるものでないことから、強制的ともいえる「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用に関する方針」について、速やかに撤回するよう要請する意見書)

5. 主要農作物等の種子生産に関する県条例の制定を求める意見書

いずれも否決となったものです。ちなみに反対会派は3.は「新政まえばし」「公明党」「心世紀」「前八俱楽部」4.は「新政まえばし」「公明党」「市民の会」「心世紀」「前八クラブ」「赤利根」となっていますが、今後とも、前橋市・地方自治体議会の立場で必要な意見書の提案を続けていきます。

詳しくは、「まえばし 市議会だより市民フォーラム」2020年新春号をご参照ください。

以上が主な取り組みですが、皆様から日頃いただいております、ご助言ご指導を基に取り組んでまいりますので、より一層のご助言ご指導をお願いしまして、議会報告とさせていただきます。

(2020年2月入稿)

「感染症対策と民主主義」

自治労群馬県本部特別中央執行委員

高崎市議会議員 荒木 征二



8月14日、全国で新型コロナウイルス感染症の感染者報告が連日されていて、すでに第2次流行の様相を呈しています。高崎市でも次々と感染者発生報告がされていて、今日現在37例目を数えるに至っています。

さて、人類と感染症との戦いはこれまで幾度となく繰り返されてきました。しかし我が国では、SARS、新型インフルエンザ、そしてMERSといったこれまでの指定感染症は、水際で防げたこともあってその影響は軽微なものがありました。この国で今を生きるわたしたちにとってはこの新型コロナウイルス感染症が初めて経験するパンデミックといってよい状

況となっていて、その対応はいまもって混乱しています。第2次流行の局面でわざわざ始めた“Go To トラベル”もそうですが、政権の対応は経済対策と感染拡大防止の二足の草鞋の状態で、常にアクセルとブレーキを両方踏んでいる状況が続いているです。

このような状況下にあってわたしたちは、節度を持った行動で感染症に臨まなければならぬのは当然のことです。一人ひとりの心がけが感染拡大を封じ込める最良の策なのでしょう。わたしも節度を持って行動していますが、どうしても気になることがあります。コロナ禍が終

わる気配が一向に見えない今だからこそ、しっかりと目をむけておくべき問題だと思います。それは、危機的状況下における民主主義です。

日本は災害の多い国です。地震と火山、そして近年特に被害の著しい豪雨災害。それらに対する危機管理システムは、災害を経験するたびに実績を積み、様々に発展してきました。しかしこのことは、突発的に発生する災害+その後の復興という従来の危機の形には対応できていることを意味していて、コロナ禍のように危機そのものが長期化するという事態に対して備えができていたかというと、残念ながら否定せざるを得ません。それは、この半年間の政権の糺余曲折（あるいは朝令暮改！）をみれば明らかです。現在の政権は、批判を恐れずにいうと首相と一部の側近が物事を決めてきた政権です。長期政権のこの間に幾度も災害に見舞われましたが、上記の突発的な災害に対しては日本には築き上げてきたものがあります。ですから、政権は災害対応を指示すれば危機管理システムをきちんと機能させることができました。しかし、同じ災害でも状況の全く異なっているコロナ禍でもやはり政権は、首相+側近の意思決定プロセスを繰り返しています。この意思決定プロセスは、特例給付金の一件、アベノマスクの一件などの折々に国民に不信感を抱かせましたが、結果的には今も受容されています。

意思決定に時間がかかる民主的プロセスよりも強力なリーダーシップが渴望されるようになった今日の日本。この状況を招いたのは今の野党の責任によるところが大きいわけですが、でもこんな時だからこそ、民主主義的なプロセスについて、わたしたちは考えておかなければならぬと思います。

民主主義への失望

民主主義は通常のノーマル状態ではよく機能するのですが、危機に際しては弱いという批判があります。そういえば、当時最先端・最強の民主主義を実現したと評されたワイマール憲法は、経済危機を声高に訴える（だけではありませんでしたが）ナチスの前に儘くも形骸化されてしまいました。また、民主主義が成熟すると制度と規制があらゆる分野に施されて、かつ既往勢力が力を持ちすぎていてイノベーションが起こりにくいという批判もあります。そう言われてみると確かに、我が国ではUberなどのライドシェアの広がりはとても限定的でしたし、世界を席巻したAirBnBを嚆矢とする民泊もこの国で市民権を得るために相当な糺余曲折を経ました（いまだに曲折しているかもしれません）。なにかにつけ意思決定プロセスに時間がかかりすぎる民主主義にいささかの失望が広がっていることは確かです。そこにきて、今回の感染症拡大です。多くの人が、この危機に直面したときに多少独裁的だとしても政権には強力なリーダーシップを發揮してもらいたいと思うことでしょう。時間的猶予がない時などは特に。正直に言えば、わたし自身もややそう思ってしまいます。

しかし強力なリーダーシップを發揮していただくために必要な絶対の条件があります。それは、危機に際してやや独裁的なリーダーシップが採られたとしても、その意思決定プロセスをしっかりと記録しておくことです。そして、しかるべき後に公表して歴史の検証を受けるということ、これが絶対に必要な条件です。危機が去った時、その際の判断に誤りがなかったか合理的に検証できるようにしておくことです。後世の検証にさらされるとすれば、リーダーたちはそうそう民意

を無視した判断をすることができなくなります（冷静になった時の国民に糾弾されたくありませんから）。そうしておくことで、危機にあって民主主義の礎は多少揺らいだとしてもすぐさま回復できる道筋を担保することができます。

さて、ここまで政権の感染症対応ではどうだったでしょうか？皆さんも報道等に触れた際に少し考えてみただければと思います。もうすでに「新型コロナの政府専門家会議で議事録が作成されていなかった」というニュース（5月）が報じられています。歴史的な緊急事態に直面しているのにも関わらず、こんな重要な場面なのにです。単なる事務方のミスでしょうか？わたしは現政権をねらい撃ちして批判しようというではありません。おなじく歴史的な危機で言えば、民主党政権時の東日本大震災の際にも同じようなことがありました。政治が過去に学んでいない証左です。ただ、今の政権は公文書改竄をやってのけた政権だということだけは忘れてはなりません。

民主主義か権威主義か

権威主義体制を布く国では、個人の権利は片目をつぶってもらい、予防措置を強制して感染症を封鎖しようとした国もありました。お隣でも、個人のプライバシーまで踏み込んで予防措置した国がありますね。民主主義の国では、公衆の場でもマスクをするのは嫌だという人がいたとしても、白眼視されたとしても罰せられることはできません。感染拡大を防ぐには全員がマスクをしたほうがいいに決まっている。それを守れない人には相応のペナルティがあるべき、というのは人間の本質的な発想なのでしょう。なぜなら、他人が（わたしが！）感染させられるかもしれないから。ここに感染症の

恐ろしさの一端があります。

ですから、個人間のことでもやモヤしたり、気持ち悪い思いをしたくない、させてくれるなという思いが権威主義的な対応を求める事につながるのでしょう。隣の人がマスクをしていないのが気になってしまふがないけど、それをたしなめてトラブルになるのも嫌だ。だから政府には権威主義的な態度でビシッと取り締まってもらいたい。そうすればスッキリするのに、という発想でしょうか。

中高年以上の方ならエイズパニックのご記憶がある方も多いでしょう。当時（1980年代）はエイズに対する知識があいまいで、そもそもエイズとHIVの区別もついていない人が大半でした。とにかくエイズのおそろしさ、そして性交渉と同性愛というワードが強調された報道が過熱し実名報道を頻発し、人々を不安に陥れ、各地で人権問題が発生しました。

エイズに対する恐怖が一人ひとりの人権を踏みつけることになり、メディアがそれを異常に煽った結果、国民一人ひとりのなかに権威主義的な発想が内在することになった事件です。このように、危機に際すると人々は容易に権威主義に傾きやすくなるものなのでしょう。それでもあえて、危機に際してこそ民主主義を強く意識しておくことが大切だと思います。危機が去って、冷静になった時に後悔しないように。

危機に際しての傾斜化

コロナ禍の半年が過ぎようとしています。この間、感染者と濃厚接触者の行動記録、休業要請に応えないパチンコ店名の公表やいわゆる「夜の街」のねらい撃ちなど、とてもナイスな問題が連続してきました。なかでも、危機の名の下に

尤もらしく聞こえるのですが、どさくさに紛れるようで危険性が高いのが、「罰則化」と「警察」だと考えています。すでに有識者から異論が続出していますので、見識をお持ちの方も多いと思います。

感染源としていわゆる「夜の街」がやり玉にあがるなか、メディアのインタビューに応じた西村経済再生担当相は、新型コロナウイルス対策の特別措置法改正に関し、休業要請・指示に従わない場合の措置として「命令や罰則の新設はあり得る」と明言しました。菅官房長官は7月、TV番組で「ホストクラブやキャバクラには風営法で立ち入りできる」と発言。感染者が相次ぐ「夜の街」での感染拡大を防ぐため、同法に基づく警察の立ち入り調査を全国で実施する考えを示しました。

どちらも感染対策の打ち手として一見有効にみえますが、これらは諸刃の剣でもあります。休業要請の罰則化の方は、特別措置法を改正した上でのことなので、やりたいのでしたら民主的な手続きを経ることができますが、後者の警察立ち入りは解釈の変更だけで実施しようとするもので、とても危険な行為です。本稿を読んでいただいている方はほぼ、行政関係職の方だと思いますので、行政世界の『前例』の持つ意味の強さをよく理解いただけることと思います。一度できた『前例』は様々に姿を変えて、後々までいろいろな場面で影響を持ち続けます。

わたしも多少歴史に学んできましたが、危機的状況下で生まれた『前例』は後々に化けて出てくることが往々にしてあります。いまこそ冷静な目で政権の対応を判断してほしいと思います。もし、それは違うんじゃないかと思った時。これまで一人の声はあまりに無力でしたが、今は少し違います。わたしたちはSNSの世界で小さくとも声をあげることができ

ます。そして、他の人の声を拾い集めることができます。政権もSNSでの声を無視できなくなっていました。今の世は、一人ひとりが考えて思うことが無駄ではないのです。むしろ、多くの人の思いが合致した時はとても大きなうねりともなります。とはいえ、SNSは好き嫌いがありますから、無理にお勧めはできませんね。でもぜひ、考えることはしてみてほしいと思います。

見えてくる首長の力量

さて、二元代表制をとる地方自治体は国とはやや構造と事情が異なりますが同じ民主主義であることに変わりはありません。このコロナ禍は決して望ましいものではありませんが、渦中にわたしは一つの奇貨を得たような思いでいます。それは、この感染症との戦いの過程で、地方自治体の首長たちの存在感がくっきりと鮮明に表ってきたことです。感染症に對して住民の生命と財産を守るためにしっかりとリーダーシップを發揮する首長が多く登場しました。読者の皆さんのお住まいの自治体はどうでしょうか。もちろん、自治体の規模や情報発信媒体の強弱もあるかと思いますが、コロナ禍の時ほど首長の存在を意識したことはないかったのではないでしょうか。そして、首長の力量もまた、窺い知れたのではないかと思います。

「首長の力量」と書きましたが、私はそこに大きく2つの意味を考えています。ひとつは文字どおり行政をしっかりと統制して感染症に行政対応できる力量。もう一つは、首長が住民を見る目、という力量です。日頃から住民を主権者と捉えてプレない首長と、己の権威を見せつける対象でしかいない首長。普段のノーマルな状態でしたらけっしてバレることは

ない内面のはずですが、この危機状態ではその違いがはっきりと露呈してしまっています。ぜひ皆さんもお住まいの地域の首長について、このコロナ禍での対応について考えてみてはいかがでしょうか。みなさんの首長さんは、住民の生命と財産を守るために力量を發揮してくれていますか？

危機が去つたらもと通りに・・・ ならない

いまはコロナ禍の真っ只中で、わたしたちは出口の見えない戦いを続けています。普段はできたことを我慢し、酷暑の中でもマスクを外さない、職場や家庭での消毒を欠かさない。経済の低迷が家計を直撃しているご家庭もあることでしょう。ですから、感染の拡大をなんとしても阻止したい、終息してほしい、そう願っているはずです。しかし、感染を阻止するためならなりふり構わずなんでもOKかと言うと、わたしははっきりとそれはNOと答えさせていただきます。

なぜなら、権威主義的な強制力に頼らずとも、民主的で透明性の高い方法でしっかりと感染症対策ができる国々が現にあるからです。わたしたちの国も今は、感染症への恐れからともすると自らを俯瞰することができなくなりがちになっています。わたしたちは時に冷静に、メディアの情報に流されずに、自分たちの民主主義が危機の名の下に傷つけられていなか、傷つけられようとしていないか、こんな時だからこそ注意を払っていくべきと思います。

それともう一つ。歴史的にみて感染症との戦いの過程では行政システムが肥大化しやすいといわれています。行政システムが肥大化することは、財政も応じて肥大化することを意味します。今

のうちに危機に際して必要なこと、危機に備えて必要なこととそうでないものをしっかりと見極める目を養っておくことも無駄ではないかもしれません。

新型コロナ感染症。今を生きるわたしたちが初めて経験するパンデミック。このコロナ禍では、あらゆる事柄が困難に陥り、人々は恐れをいただき、我慢に我慢を強いられています。ですから時に疑心暗鬼にもなります。やや独裁的でも強力なリーダーシップにすがりたくなりますが、政府には少々権威主義的であっても、ビシッと感染対策してもらいたいと思うようになります。それでもあって、こんな時でもわたしたちは常に民主主義であることに意識を置いておかなければなりません。一人ひとりが主権者であるということを忘れてはならないと思います。

危機的状況下での民主主義について、この機に読者のみなさんにもお考えいただければ幸甚です。（2020年8月入稿）

(一財) 群馬県地方自治研究センター入手資料

(2019年12月23日~2020年12月28日)

受付日	資料名	号数	発行元	発行日	内容① (敬称を略します)	内容② (敬称を略します)	内容③ (敬称を略します)
12/23	自治研センターたより	12	兵庫地方自治研究センター	2020年1月	間われる分権改革と地方自治：兵庫自治研センター理事長・木谷晋市		
12/23	とちぎ地方自治と住民	561	(一社)栃木県地方自治研究センター	2020年11月	平成の大合併後10年を迎えるに当って：弁護士・鈴木俊美	自治体基本条例は活きているか：現代行政研究所主任研究員・安藤愛	世界最速の思考法ODハーブ：アイ&カンパニー・ジャパン代表・入江仁之
1/20	月刊自治研	724	自治研中央推進委員会	2020年1月	特集：阪神・淡路大震災から四半世紀	2019年の台風・豪雨災害から「連携」を学ぶ：跡見学園女子大学教授・健屋一	試行錯誤を繰り返し進化を続ける「まちステ」：高崎市職労・掛川和輝
1/20	自治研かながわ月報	181	(公社)神奈川県地方自治研究センター	2019年12月	神奈川県の人口減少問題を考える：第二次人口減少問題研究会副座長・杉浦武	開発から50年、大規模開拓再生の取組み：横浜市旭区役所区政推進課係長・馬立義久	人口減少時代の「神奈川問題」：第二次人口問題研究会座長・大矢野修
1/20	信州自治研	335	長野県地方自治研究センター	2020年1月	青木村における自然エネルギーの取組み：青木村村長・北村政夫	令和元年台風19号災害を考え：長野県地方自治研究センター理事・古平治	生活困窮者自立支援制度と地域共生社会のビジョン：中央大学教授・宮本太郎
1/20	自治研かごしま	123	鹿児島県地方自治研究所	2019年12月	改正水道法について：全水道中央本部書記次長・萬藤谷真一	介護保険制度を検証する：鹿児島国際大学社会学部教授・川中安平	情報とのつきあい方：鹿児島大学農学系教授・寺岡行雄
1/30	新潟自治	82	(公社)新潟県自治研究センター	2020年1月	「地方創生」5年、掛け声高くも成果は見えず：新潟県自治研究センター理事・種田和義	「非日常」が「日常化」していく現代社会への指針：新潟県立大学准教授・閻谷浩史	非正規公務員問題の希望シナリオ：地方自治総合研究所研究員・上林陽治
1/30	自治研とやま	111	(公社)富山県地方自治研究センター	2020年1月	子どもをはじめ全世代に広がる「生きづらい社会」とどう向き合うか：富山国際大学こども育成学部教授・村上満	人口減少時代のまちづくりを考える集会	グローバル化・市場志向型農政の理想と現実：富山県地方自治研究センター農政部会副部会長・蓑浦英昭
1/30	フォーラムおおさか	159	大阪地方自治研究センター	2020年1月	「優良の人」から50年：福山早稲田大学福祉健康学部講師・崔銀珠		
2/3	とちぎ地方自治と住民	562	(一社)栃木県地方自治研究センター	2020年1月	地方財政分析講座・基準財政収入額の算定方法と特徴：地方自治総合研究所研究員・飛田博史	茨城3年落成3日！患者会の行方：自治研センター理事・糸木朝子	災害時における自治体職員の役割：自治研センター常務理事・森下茂
2/3	北海道自治研究	612	(公社)北海道地方自治研究所	2020年1月	道内における外国人労働者の現状と受け入れ課題：北海道学園大学経済学部教授・宮入隆	アイヌ文化と北海道：札幌大学教授・本田優子	対話で地域課題を解決する芽室町議会：芽室町議会議員・立川美穂
2/3	自治権いばらき	135	(公社)茨城県地方自治研究センター	2020年1月	下渡老人問題と8050問題：聖心学院大学人間福祉学部客員准教授・藤田孝典		
2/3	徳島自治	113	(公社)徳島地方自治研究所	2020年1月	空き家の実態と将来展望、今後の課題：シンクタンク研究主幹・米山秀隆	A.I導入にあたっての行政の課題と特性：行政システム研究所所長研究員・野野井英司	辺野古新基地建設をめぐる民意と地方自治：琉球大学名誉教授・高良鉄美
2/3	自治研ふくい	68	福井県地方自治研究センター	2020年1月	「長時間労働」研究報告	「長時間労働」研究会報告を読んで：福井県立大学看護福祉学部教授・吉村臨平	
2/3	とうきょうの自治	115	(公社)東京自治研究センター	2019年12月	特集：公契約条例の現在	労働団体の政策実現活動：連合東京・吉田泰	自治体と個人情報保護：新宿区議会議員・三堀崇正
2/3	るびゅ・さあんとる	19	(公社)東京自治研究センター	2020年1月	予育て支援における保育：日本大学文理学部教授・井上仁	多様化する保育と質の確保・向上のための行政施策について：保育を考える親の会代表・吉光院節紀	住宅育て家庭への支援：葛飾区立木根川保育園園長・久世真子

受付日	資料名	号数	発行元	発行日	内容① (概要を略します)	内容② (概要を略します)	内容③ (概要を略します)
2/4	みやざき研究所だより	98	宮崎県地方自治問題研究所	2020年1月	地方におけるコンビニエンスストアの役割と公共空間:都城高等工業専門学校准教授・吉井千四	第56回両館議連大会報告	
2/6	大阪府内市町村・地域自治組織のあり方の模索	66	大阪自治センター	2020年1月	地域自治組織の発展への道	地域運営組織の現状分析とあり方の模索	
2/6	信州自治研	336	長野県地方自治研究センター	2020年2月	青木村における自然エネルギーの取り組み:青木村村長・北村政夫	日本における災害対応の課題:長野県立大学教授・栗山秀夫	地方自治と防衛行政:信州大学名誉教授・又坂常人
2/6	報告集「公契約条例を社会に広げるために」		連合北海道	2020年2/1	札幌市と旭川市における公契約条例制定運動の経験から:北海学園大学経済学部教授・川村雅則	多摩市公契約条例の到達点について:井藤謙・古川景一	自治体の入札制度の歴史と公契約条例:東北公益文科大学准教授・齊藤敬史
2/7	月刊自治研	725	自治研中央推進委員会	2020年2月	特集:憲策正らぬ 2020年度予算の行方	尖うばかりの日米貿易協定:NPO法人アジア太平洋資料センター共同代表・内田聖子	「月刊自治研」を読む:早稲田大学社会科学総合学院教授・森田徹
2/14	自治研ぎふ	125	岐阜県地方自治研究センター	2020年2月	市民の協働の場としてのパブリック・アーカイブ:岐阜大学地域科学部学部長・富樫幸一	「地方分権」の批判的分析複数に関する理論的考察:一福祉国家型地方自治に向けて:岐阜大学地域科学部准教授・山本公徳	多治見市の交通施策(高齢者)について:多治見市議会議員・石田浩司
2/14	多摩の自治を考える —多摩は東京なのか 市町村の自治と自立を—		(一社)八王子自治研究センター	2019年12/1	地方自治の歴史:明治維新そして自治の制度化、近代化等	地方自治の姿:行政の三層構造と精神性の原則等	地方自治の課題:人口減少社会と自治体の課題、連合三多摩基本要求について等
2/14	八王子自治研究センター 通信	19	(一社)八王子自治研究センター	2019年10月	共助のまちづくりシンポジウム「持続可能な共生社会を考える」	市民公開講座「マイクロプラスティックごみの海洋汚染を考える」	パブリックコメント意見書(「仮称」八王子市公文書の管理に関する条例)
2/14	八王子自治研究センター 通信	20	(一社)八王子自治研究センター	2020年1月	八王子市公文書管理条例設定	令和元年第4回八王子市議会定例会の概要	2020年元旦、新聞各紙の社説を読む
2/14	番匠	7	八王子市民史を記録する会	2020年2/1	八王子指定有形文化財・八幡町旧二丁目山車「一本柱後ろ立ち人形山車」復元移理工事の概要		
2/14	「全国首長名簿」 2019年版	129	(公財)地方自治総合研究所	2020年1/15	全国首長名簿	2018年5月1日~2019年4月30日の選挙	
2/25	次代を担う研究者育成事業 第Ⅱ期研究報告論文		全日本自治団体労働組合	2020年2/20	「観光地のライフサイクル」が観光地の自治体にもたらす影響の検証:静岡大学大学院准教授・太田隆之	地域振興における市町村の役割に関する毎年の考察:NPO法人人口一カル・グランドデザイン理事・坂本誠	韓国の公共部門における非正规労働者の正規職転換の取り組みの課題と日本への示唆:名古屋大学大学院特任教授・徐倫希
2/25	とちぎ地方自治と住民	563	(一社)栃木県地方自治研究センター	2020年2月	政治と世の中の話をめいために:井藤謙・鈴木俊美	社会との接点と連携の展開:ファミリーホームはなに家代表・石川浩子	災害時における自治体職員の役割:自治研センター常務理事・森下茂
2/25	D I O	354	(公財)連合総合生活開発研究所	2020年2月	労働組合と協同組合の連携に関する世界の動向:法政大学大学院教授・栗木昭	イタリアの社会的協同組合と労働組合の協働:長野県高齢者生協理事長・田中夏子	歴史から学ぶ労働組合と協同組合の連携:元連合副事務局長・高橋均
2/25	自治研ちば	31	(一社)千葉県地方自治研究センター	2020年2月	「全世代型の社会保障」と幼児教育・保育無償化:奈良女子大学名誉教授・津井勝	大洪水の世紀:令和元年台風15・19号及び大雨に寄せて:都市プランナー・岩井康彦	台風・大雨に対する千葉県の対応:千葉県議会議員・網中暉
2/27	自治労しまね 締刷版	25	自治労島根県本部	2020年1月	機関誌「自治労しまね」締刷版 2018年~2019年		
2/28	自治総研	496	(公財)地方自治総合研究所	2020年2月	廃棄物処理の広域化と市町村の責任:福島大学教授・垣見隆	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために四側法律の整備に関する法律:地方自治総合研究所研究員・上林陽治	2020年度政策財政計画について:地方自治総合研究所研究員・浪田博史
3/2	市政研究	206	大阪市政調査会	2020年1/31	総合計画はなぜ必要か:山梨学院大学大学院非常勤講師・西寺雅也	欧洲議会議員選挙とボピュリズム勢力:帝塚山学院大学教授・慈原駿仁志	大都市制度協議会において「明らかにならなかった」と「明らかになったこと」:大阪市議会議員・川嶋宏玲

受付日	資料名	号数	発行元	発行日	内容① (抜粋を略します)	内容② (抜粋を略します)	内容③ (抜粋を略します)
3/2	北海道自治研究	613	(公社)北海道地方自治研究所	2020年2月	土壤汚染による地域住民への被害、芦尾からフクシマへ：階層学園大学教授・押谷一	2020年度政府予算と地方財政計画：地方自治総合研究所研究員・其田茂樹	ゆるやかに上昇する経常収支比率：北海道地方自治研究所研究員・辻道智宣
3/2	かながわ自治研月報	182	(公社)神奈川県地方自治研究センター	2020年2月	ドローンによる「空の産業革命」と空撮調査の可能性：神奈川大学教授・佐藤孝治	藤沢市の財政問題について：藤沢市議会議員・大谷徹	
3/2	信州自治研	337	長野県地方自治研究センター	2020年3月	2020年度政府予算と地方財政計画：地方自治総合研究所研究員・其田茂樹	水害支援野菜採りツアーを実施して：NPO法人小田切才アシス理事長・酒井昌之	地方自治と防衛行政・沖縄米軍基地問題に寄せて：福井部
3/16	自治研山口	91	山口県地方自治研究センター	2020年2月	医療費と介護費用の関係について考える：山口大学経済学部特任教授・岩本晋	道の駅の地域特性分析：自治研センター・伊藤・孝夫	全国初！べき地の薬局の管理薬剤師が地元で兼務する許可要件の緩和が認められる：自治研センター・齊藤・真治
3/16	自治研なら	127	奈良県地方自治研究センター	2020年3月	「職場のハラスマント対策」を考える：自治労法律相談所・上田・貴子弁護士		
3/16	自治研センターたより	13	兵庫地方自治研究センター	2020年3月	検事長の定年延長問題で「解決を変更?」「国家公務員法の規定を適用した・・・」こんなに簡単に変えられるのか？：兵庫自治研センター事務局長・森陰・守		
3/16	自治研C通信	11	奈良県地方自治研究センター	2020年3月	2020年度地方財政セミナー：第7回「月刊自治研を読む会」	新規記事から地方自治を考える：奈良県地方自治研究センター事務局次長 坂口昌通	
3/19	京都フォーラム	137	京都地方自治総合研究所	2020年3月	人とモノが行きかう“NEW城陽”へ飛躍：市長 奥田敏晴・高橋直樹	魚岡市「プラスチック製レジ袋の提供禁止条例」背景と取り組み：京都自治研事務局長	衰退の一途にある地域力今私のできる事：中島則明
3/19	ながさき自治研	77	長崎地方自治研究センター	2020年3月	空き家対策を考える：市議山谷・好弘	人が環境をつくり、環境が人を育てる：鈴山・麗利	
3/23	とちぎ地方自治と住民	564	栃木県地方自治研究センター	2020年3月	【講演日記録】たたかう主婦パートの道産・坂喜代子さんを悼む（下）：渋谷・龍一	コンパクトシティについて（続）：弁護士・鈴木・俊美	
3/23	自治労京都再建30周年記念誌		自治労京都府本部	2020年3月	再建30周年に寄せて	10年のあゆみ	
3/30	あいちの自治	8	愛知地方自治研究センター	2020年3月	人口減少社会の実像と自治体の役割について	公契約・入札制度改革の現状と課題に関する調査報告書	
4/3	埼玉自治研	55	(公財)埼玉県地方自治研究センター	2020年3月	介護支援専門員の現状・視線から：介護支援専門員・井上尚志 2019年11月30公開セミナー記録	森林經營管理法と国税「森林環境税」森林環境税与税について：地方自治総合研究所研究員・其田茂樹	2020年度地財対策と自治体予算：地方自治総合研究所研究員・菅原敏夫
4/3	AUTONOMY・TOKYOとうきょうの自治	116	公益社団法人東京自治研究センター	2020年3月	2019年度東京都税制調査会答申から考える：地方自治総合研究所常任研究員・飛田博史	「令和2年度（2020年）東京都予算案」とオリンピック後の東京の課題：東京自治研究センター副理事長・宮本和樹	
4/3	信州自治研	338	長野県地方自治研究センター	2020年4月	青木村における自然エネルギーの取り組み（3）：青木村村長北村・政夫	長野市台風被害地のアスベスト問題：長曾冬史	基礎自治体の財政と公共サービスのあり方：県本部副委員長湯元忠正
4/10	新潟自治	83	新潟県自治研究センター	2020年3月	県内自治体の2020年度予算を見る		
4/10	あしたへ～平成時代をふり返って		新潟県自治研究センター	2020年4月	「平成時代」30年間の雇用の還元と深堀元・内閣官房専門調査委員横田昌三	労働時間の変換と課題を探る新潟自治研センター・研究生幹・耕口敏行	労働者の賃金等のデータからみえてくるもの考えていくべきもの：新潟自治研センター・研究主幹・齋藤哲和
4/10	自治研とやま	112	公益社団法人富山県地方自治研究センター	2020年4月	2020年度政府予算と自治体財政について 研究員・飛田博史	2018年度決算で見る県内16自治体の財政状況	

受付日	資料名	号数	発行元	発行日	内容① (数体を略します)	内容② (数体を略します)	内容③ (数体を略します)
4/10	地方自治やまがた	26	山形県地方自治研究センター	2020年3月	「いつまでも地域で元気に暮らせるまちづくり」 月刊自治研編集委員 野村まゆみ		
4/10	自治研かごしま	124	鹿児島県地方自治研究所	2020年3月	地方自治から見た憲法と平和 広島大学広島平和研究所准教授 河上純弘	成年被後見人と選挙権 鹿児島県立短期大学準教授 山本敬生	
4/10	自治を読み解く		一般社団法人 栃木県地方自治研究センター	2020年3月	とちぎ地方自治と住民	国内編 「日本の地方自治・課題・経過・提案」	海外編 「各国の地方自治の動向」
4/21	とちぎの地方自治と住民	565	一般社団法人 栃木地方自治研究センター	2020年4月	「行政改革から脱却」・・・施政に変化はあるか? 自治研センター常任研究員 鶴間 泰久	あなたは「ローキヨー」を知っていますか? 第1回 石崎 茂雄とローキヨー 國學院大學 教授 本田一成	寄稿 自治基本条例は活きて居るのか (3) ~武藏野市における作成過程の分析 IX~ 現代行政研究所代表 大和大学教授 沢田 良
4/24	自治研C通信	12	奈良県地方自治研究センター	2020年4月	新型コロナウィルスが「国難」なのか?	第8回 「月間自治研を読む会」	新聞記事から地方自治を考え 奈良県地方自治研究センター事務局長 阪口昌通
4/24	北海道自治研究	615	公益社団法人 北海道地方自治研究所	2020年4月	道知事のコロナウィルス対策は妥当か ~過去の危機対応からの教訓~ 山崎幹根	政策の「見える化」計画と運動型の予算・決算と評価のしきみ 北海道自治体学会 高橋裕明	
4/20	みやざき研究所だより	99	宮崎地方自治研究所	2020年4月	「日常」と「非日常」の狭間で ~働くことと法~ 宮崎大学地域資源創成学部 丸山重子		
5/7	フォーラム おおさか	160	大坂地方自治研究センター	2020年4月	韓国の政治状況		
5/7	信州自治研	339	長野県地方自治研究センター	2020年5/7	「地域回帰志向」の形成要因と プロセスの可視化から地域づくり教育を考える ~参加型調査手法の考案と試行実験結果から~ 大正大学地域創生学部専任講師 出川貞也		
5/7	自治研かながわ	183	公益社団 神奈川県地方自治研究センター	2020年4/25	人口減少社会における地域の持続可能性と政策論 「(私)と(社会)の世代間継承可能性を手がかりとして」 法政大学人間環境学部教授 小島聰		
5/25	とちぎ地方自治と住民	566	(一財)栃木県地方自治研究センター	2020年5/15	緊急事態宣言を読み解く -「政府による死」なのか 現代行政研究所代表 大和大学教授 沢田 良		
5/26	北海道自治研究	616	公益社団北海道地方自治研究所	2020年5/15	公契約・入札制度改革の現状と課題 ~条例制度自治体 2019年調査の結果に基づき~ 野口鉄平		
5/29	しまね自治研		自治労島根県本部 地方自治研究会	2020年5月	自治体における地域づくりの事例 事例 1... 島南市の「協働のまちづくり」の取り組み	事例 2... 島南町の「地区別戦略」の取り組み	事例 3... 高知県の「地域支援企画」の取り組み
6/1	市政研究	207	大坂市政調査会	2020年4月	なぜ大阪市廃止・分割に反対するか 元甲南大学教授 高寄昇三	「女性ネットワークの誕生」 エル・ライブリー 伍賀 信子	
6/4	信州自治研	340	長野県地方自治研究センター	2020年5月	宇奈月「モーツアルト音楽祭」 にみる栄光まちづくり 長野大学環境ツーリズム学部 古平 浩	第57回地方自治研究長野県集会第2分科会「子どもの貧困の現状と課題」レポート 児童養護施設松本児童園の概要 松本児童園副主任保育士 和田洋平	第57回地方自治研究長野県集会第2分科会「子どもの貧困の現状と課題」レポート 子どもを取り巻く状況と学習機会のとりくみ 長野県教職員組合執行委員 藤原 みどり
6/4	自治研さが	11	佐賀県地方自治問題研究所	2020年3月	外国人労働者政策の現状と課題~すでに進行している地域間競争~首都大学東京人文社会学部教授 月野清人	地域に医療を残すために必要なこと 城西大学経営学部教授 伊間 友伸	
6/11	自治研ふくい	69	福井市民自治研センター	2020年5月	会計年度任用職員制度からみる自治体の将来像 公益財團法人地方自治総合研究所 上林 陽時	令和時代の市民協働は新しいステージへ 福井県地方自治研究センター理事 山崎 健至	

受付日	資料名	号数	発行元	発行日	内容① (数体を略します)	内容② (数体を略します)	内容③ (数体を略します)
6/12	とっとり	13	地方自治研究センター	2020年6月	ボストコロナ時代の自治体住事改革 鳥取県地方自治研究センター 理事長 野田邦弘	自治研をもっと身近に感じて 自治研センター理事 浅井清伸	自治研と聞くと何か嬉しいことをしないといけない、誰か有名な講師を探して準備が大変だ、面倒だと自治研を敬遠してしまう組合員が多い。たとえば、「こうすればもっと良い住民サービスが提供できるので」と仕事で感じたことや質の高い公共サービスを提供するために「私達の職場の労働環境のここを改善した方がいい」と思ったことを仲間と話したりするのも自治研。今私達の職場から「臨時・非常勤等職員(会計年度任用職員)」がいなくなったら、私達の職場はどうなってしまうのか、詰合せ機会を作ること、これも自治研を身近に感じて頂けるテーマではない。
6/12	自治研ぎふ	126	岐阜県地方自治研究センター	2020年6月	新型コロナウィルス感染症と現行法の課題 岐阜大学地域科学学部准教授 三谷 晋		
6/15	とちぎ地方自治と住民	567	栃木県地方自治研究センター	2020年6月	平成の大合併から10年超、地方財政危機は繰り返されるのか? 公益財團法人地方自治総合研究所研究員 飛田博史	あなたは「ローキヨー」を知っていますか? 第8回 労供労組協議注目せよ 関学院大学教授 本田一成	シリーズ IV 地方交付税制度 第15回 国の政策と地方交付税制度② 平成の大合併(上) 公益財團法人地方自治研究所 研究員 飛田博史
6/15	自治研なら	128	奈良県地方自治研究センター	2020年6月	特集 自治体財政分析のてがかりのために「決算カード」(2013年度~2018年度) 奈良県内市町村のお財布事情		
6/19	自治研ちば	32	(一社)千葉県地方自治研究センター	2020年6月	まわりゆき公立図書館の明日を考える官民協働で地域の文化と知を育む 香取氏賀組合 飯倉安成	できることをできるカタチで 中間支援組織としての歩みと 被災地・被災者支援活動 ちば市民活動・市民事業サポート 事務室 事務理事・事務局長 鍋島洋子	
6/22	人口減少社会における自治のあり方 ~平成の市町村合併と広域連合~		長野県地方自治研究センター	2020年6月			
6/22	地方自治ふくおか	70	福岡圏地方自治研究所	2020年6月	災害における多様な関わり方としての空き家等の活用 近畿大学教授 依田活敏	社会福祉援助としての母子支援 —胡食「災害母子支援センター」に学ぶ— 熊本学園大学シニア客員教授 豊山謙二	災害時の女性の視点と空き家活用について—九州北部豪雨の被災地、胡食で尽力した女性への聞き取り調査より— 報道リポーター 大阪里奈
6/29	北海道自治研究	617	北海道自治研究	2020年6月	自治基本条例と議会基本条例の整合性 —一県市町村を事例にして— 佐藤克廣	放射能・放射線が健康に与える影響 北海道ではどのような原発災害対策が必要なのか 北海道議会議員武田浩光 元北海道立常法保健所保険予防課長 国田松博	
7/2	自治研月報かながわ	184	公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター	2020年6月	政策形成サイクルの確立に向けて 議会改革は第2ステージ ^ 神奈川県地方自治研究センター研究講師 横山純子	公契約条例の全国動向について 神奈川県地方自治研究センター研究員 野口鉄平	
7/2	信州自治研	341	長野県地方自治研究センター	2020年7月	すぐだせ村からのイメージ革 命 和光大学 馬場 淳	第57回地方自治研究長野県集会第3分科会「AIと自治体」レポート 保育業務改革プロジェクト成果報告—子育てしたくなるまち 日本—を目指して— 塙尻氏こども課課長植佐兼こども応援係長 紅林良一	
7/13	兵庫自治研	14	兵庫地方自治研究センター	2020年7月	新型コロナウィルス対応の災害時避難所運営について思うこと 人・街・ながたの備 災資料室研究員 林田裕菜		
7/13	新潟自治	84	公益社団法人 新潟県自治研究センター	2020年7月	激減期を迎えた新潟県人口の未来 研究主幹 柳口 敏行	危機をチャンスに!ワンチーム佐渡で目指す「販やかで元気な島づくり」 佐渡市長 渡辺竜五	
7/13	京都フォーラム	138	特定非営利活動法人 京都地方自治総合研究所	2020年7月	旧阿波村を訪ねて 小さな拠点づくり(あば村宣言) 京都地方自治総合研究所 理事長 木村幹雄	奈義町にみる安心子育ての施策 同志社大学政策学部教授 田中宏樹	

受付日	資料名	号数	発行元	発行日	内容① (敬称を略します)	内容② (敬称を略します)	内容③ (敬称を略します)
7/14	AUTONOMY・TOKYO とうきょうの自治	117	公益社団法人 東京自治研究 センター	2020年 6月	少子高齢化による住宅需要の 変化と住生活～高齢社会の住 宅政策～ 大妻女子大学社会情 報学部教授 松本暢子	保健所の現体制は、コロナ禍 の第2、第3の波に対応でき るのか WEB会議	
7/17	自治研いばらぎ	137	公益社団法人 茨木県地方自治 研究センター	2020年 7月			
7/20	自治研C通信	13	奈良県地方自治 研究センター	2020年 7月	自治労会館助成研究事業・研 究会再開		
7/20	自治研とやま	113	公益社団法人 富山県地方自治 研究センター	2020年 7月	高齢者医療の先進モデル病院 をめざして ～あさひ総合病院の挑戦～ 朝日町立あさひ総合病院院长 東山 孝一	コロナウィルスに打ち勝てる 医療体制の確立を 公益社団法人 富山県地方自治研究センター 理事 澤村理	
7/20	とちぎ地方自治と住民	568	一般社団法人 栃木県地方自治 研究センター	2020年 7月	宇都宮市のコロナ対策、今ま でとこれからそして、市民の 皆さんへのお願い 宇都宮市保健所長 羽金 和彦	公益財団法人 地方自治総合 研究所研究員 飛田 博史 -シリーズIV 地方交付制度 - 第16回 国の政策と地方交付税制度② 平成の大合併(下) 公益財団法人 地方自治総合 研究所研究員 飛田博史	
7/20	自治研 やまぐち	92	山口県地方自治 研究センター	2020年 6月	第23回 山口県地方自治セミ ナー「山口県における自然災 害と防災」	第23回 山口県地方自治セミ ナー「山口県における自然災 害と防災」で感じたこと パネリスト 山口新聞支局 記者 木島優輔	
7/28	フォーラムおおさか	161	PLP会館 大阪地方自治研究 センター	2020年 7月	2020年の韓国・朝鮮半島		
7/28	自治研かごしま	125	鹿児島県地方自治 研究所	2020年 7月	【基調講演】馬毛島の軍事基地 化に抗して		
8/3	みやざき	100	宮崎県地方自治 問題研究所	2020年 7月	コロナと地域医療		
8/7	しまね自治研		自治労島根県本部 地方自治研究会		「持続可能な地域づくり」を支 える「診断」と「設計」とは?		
8/7	信州自治研	342	長野県地方自治 研究センター	2020年 8月	公立・公的病院の円滑統合 信州大学部地域医療連携教室 中澤勇一		
8/17	八王子自治研究 センター通信	21	(一社)八王子自治 研究センター	2020年 7月	報告書「多摩の未来に夢を」 を		
8/21	自治研おかやま	13	自治研究センター おかやま	2020年 8月	地域包括ケア体制の強化と地 域共生社会に向けての推進 全国地域包括住宅介護支援セ ンター協議会会長 青木佳之	学校教育崩壊に向かう小中學 校 岡山健教職員組合 鳥越 輓博	
8/24	とちぎ地方自治と住民	569	栃木県地方自治 研究センター	2020年 8月	会計年度任用職員制度がス タートとちぎ県と県内4市の 取り組み 自治研センター常務理事 松本敏之	シリーズIV 地方交付税制度 第17回 国の政策と地方交付 税制度③ -新設交付税 公益財団法人 地方自治総合 研究所研究員 飛田博史	
9/7	北海道自治研研究	619	公益財団法人 北海道地方自治 研究所	2020年 8月	1990年以降の行政法・環境法 を考える一自治研と歩んだ23 年～ 北海道大学名誉 教授 / 当研究所前理事	常設型常民投票条例の現状分 析(上) 福野謙	
9/7	相模原 創ろう市民自治の 豊かな社会	24	相模原地方自治 研究センター	2020年 8月	自治体が SDGs に取り組む本 当の意義 村山史世 麻布大学生命環境科学部環境 科学科講師 瀧口直樹 武藏野大学環境学研究科客員 准教授・元環境省書記	「公民館」と私たち 格地 悅子 (相模原市女性学 習グループ連絡協議会会話人 相模原地方自治研究センター 理事)	

受付日	資料名	号数	発行元	発行日	内容① (数体を略します)	内容② (数体を略します)	内容③ (数体を略します)
9/7	自治研月報かながわ	185	公益社団 神奈川県地方自治 研究センター	2020年 8月	議員間討議と議会の政策形成 機能の向上～議会改革度で、 いつも上位の評議席ヶ崎	未発表の「コロナ19危機」の なかの傍聞 韓国・慶應大学校社会福祉学 部教授 金 智美	
9/7	信州自治研	343	長野県地方自治 研究センター	2020年 9月	須坂市人権交流センターの事 業について～交換と学び合い～須坂氏人 権同和政策課長 牧 俊彦	2019年度第3回地方自治公開 講座相談支援で未来をつくる ①～激増する相談業務と地 方自治体～	
9/7	徳島自治	114	公益社団法人 徳島地方自治研究会所	2020年 8月	コロナ禍に想う 公益社団法人 徳島地方自治 研究所 副理事長 住友光弘	自治労徳島県本部 2020 春開 討論集会記念講演 講演録 人口減少と自治体戦略 2010 構想 首都大学東京 教授 山下祐介	
9/7	市政研究	208	大坂市政調査会	2020 夏	特集1「大阪都構想」は、大阪 市民を対象にした巨大な詐欺 である 森井聰	第五期市民自治講座 まちづ くりガバナンスと市民協働(第 1回) 地方自治におけるガバ ナンスと協働の視点 同志社大学教授 荒川達郎	
9/19	とちぎ地方自治と住民	570	一般社団法人 栃木県地方自治 研究センター	2020年 9月	マイナンバー制度の狙いー國 民監視と預金封鎖ー現行行 政研究所代表大和大学教授 沼田 良	シリーズ IV 地方交付税制 度ー 第18回目の政策と地方 交付税制度④一トップラン ナー方式 公益財 團法人地方自治総合研究所研 究員 齋田 博史	
9/24	自治研ふくい	70	福井県地方自治 研究センター	2020年 9月	新型コロナウィルス感染症対 策 第1部《最前线からの相 告》福井保健所・福井県立病 院・児童養護施設一陽	第2部 《県内各自治体の取り 組み》福井県・福井市・越前 市・越市・坂井市	第3部 《新型コロナウィルス 対策と労働組合》自治労福井 県本部
10/1	北海道自治研究	620	公益社団 北海道地方自治 研究センター	2020年 9月	いま教育の現場から 追る新学習指導要領完全実施 と教科書変更 ー中学社会の視点から問題を 考える 小川一芳		
10/1	AUTONOMY・TOKYO とうきょうの自治	118	公益社団法人 東京自治研究 センター	2020年 9月	東京都の防災計画 ー法城避難と東京マイ・タイ ムラインー 須山久善 東京都総務局総合防災部計画 調整担当課長	拡大する風水害と自治体の 役割堤防をいかに高き堅因に できても安心とは言い切れな いのが現実だ 伊藤久雄 東京自治研究センター理事	協働効果と指定管理者制度 山田浩史 ワーカーズコープ東京中央事 業本部のみなさん
10/1	自治研なら	129	奈良県地方自治 研究センター	2020年 9月	特集・新型コロナウィルス感 染症と公共の現場 新型コロナウィルス感染症バ ンデミックに思うこと 近畿大学医学部公衆衛生学 伊木 雅之	困難な状況を「健康で文化的」 に生き抜くために 弁護士 吉川雅朗	コロナ禍と地方財政 ー国補正予算と自治体の 7 月 補正をめぐってー 奈良女子大学名誉教授 澤井 騎
10/5	多面的機能支払交付金 を活用した農業集落の 取り組みから		兵庫地方自治研究 センター	2020年 8月	中間報告書		
10/5	結束 30周年 2020				県本部 10年の歩み		
10/8	信州自治研	344	長野県地方自治 研究センター	2020年 10月	信州の農家を救おう！農ラボ プロジェクトにかけた願い 信州農業再生復興ボランティ アプロジェクト 山室英俊	2019年度第3回地方自治公開 講座相談支援で未来をつくる ②～激増する相談業務と地方自 治体～	
10/16	とちぎ地方自治と住民	571	栃木県地方自治 研究センター	2020年 10月	あなたは「ローキョー」を知 っていますか？ ー労働研究会シンポジ ウム	シリーズIV地方交付税制 度ー 第19回目の政策と地方 交付税制度⑤ーいわゆるイン センティブ算定についてー 公益財團法人地方自治総合研 究所研究員 飛田博史	
10/16	自治研ちば	33	千葉県地方自治 研究センター	2020年 10月	企画記事 新型コロナ感染症に対する千 葉県内市町村の対応と問題点 研究員 井原慶一		
10/19	自治研とやま	114	公益社団法人 富山県地方自治 研究センター	2020年 10月	なぜデンマークは世界で最も 幸せな国なのか デンマーク大使館上席政治經 済担当官 寺田和弘		
10/19	新潟自治	85	公益財團法人 新潟県自治研究 センター	2020年 10月	コロナ禍であらためて注目さ れる研究機関 ー新潟県保健環境科学研究所 を訪ねてー 新潟県自治研究センター研究 主幹 斎藤善和		

受付日	資料名	号数	発行元	発行日	内容① (敬称を略します)	内容② (敬称を略します)	内容③ (敬称を略します)
10/26	研究所だより	101	宮崎県地方自治問題研究所	2020年10月	女性部があるから働き続けられる 自治労中央本部女性部長 重黒木 康恵	「正しく恐れ」ながら「コロナ対策」を考える	
10/26	フォーラムおおさか	162	大坂地方自治研究センター	2020年10月	コロナ後の世界一 ベーシックインカムを考える 福根珠 福山平成大学福祉健康学部福祉学科講師		
10/26	自治研ぎふ	127	岐阜県地方自治研究センター	2020年10月	地域自治とコミュニティ論を 読み直す 山崎仁郎の調査、提案、活動 岐阜大学地域科学部教授 高橋幸一	21世紀のしやきあ保障改革は 何をめざすか ～社会保障における「地域」と 「新自由主義」～ 岐阜大学准教授 山本公徳	
10/29	信州自治研	345	長野県地方自治研究センター	2020年11月	第57回地方自治研究長野県集会第4分科会「2040構想から 高齢化と人口減少」レポート ○国土保全 森林經營管理制度の推進に向けて 長野県職員分担組合本部支部 井出 政次	②移住・定住（ターン）、空 き地対策 長野県名古屋移住・交流サポート マスターの取組状況について 長野県職労連合組合 辰ノ口 昌弘	
10/29	自治研 月報かながわ	186	公益社団 神奈川県地方自治研究センター	2020年10月	【調査報告】新型コロナウイルス感染拡大下における自治体議会の対応 —「神奈川県自治体議会の運営に関する実態調査 2020」集計結果（速報） 公益社団法人神奈川県地方自治研究センター研究員 野口鉄平 東京都市立大学都市環境部准教授 長野 基		
10/30	北海道自治研究	621	公益社団法人 北海道地方自治研究所	2020年10月	人・ヒグマが安心して暮らせる地域へ —「ワイルドペアーズを考える— 小川 篤 エコ・ネットワーク代表 札幌市環境局環境都市推進部 熊対策調整担当係長 坂田一人		
11/12	京都フォーラム	139	特定非営利活動法人 京都地方自治総合研究所	2020年11月	2020京都自治研記念講演 ポスト新型肺炎の自治		
11/17	自治研かごしま	126	鹿児島県地方自治研究所	2020年11月	特集 / 共生の心が根付く鹿児島へ 鹿児島県人権教育・啓発基本計画（2次改定）にあたって		
11/17	埼玉自治研	56	特集 1 公開セミナーの記憶 スーパーシティの問題点を探る		特集 2・プラスチック問題		
11/20	とちぎ地方自治と住民	572	一般社団 栃木県地方自治研究センター	2020年11月	「WITHコロナ」での自己責任論・国民の自助、首領の公助 飛田式 地方財政分析講座－ シリーズIV地方交付税制度－ 第20回国の政策と地方交付税制度① 地方公務員給与の臨時特例 (2013年度) 公益財団法人 地方自治総合研究所研究員 飛田博史		
11/27	しまね自治研		自治労島根県本部・ 島根県本部地方自治研究会	2020年11月	「平成大合併とこれからのまちづくり」～団塊行政棟の動向 も若踏まえつつ～九州大学大学院法学院教授 鳩田 勝文	新型コロナウイルス感染症は、 どんな課題をもたらしたのか ①座談会～・コロナ禍による る都市交課題に関する座談会 自治研センター監修 ②医療の最前線の 3 人に聞く 「地域医療はどう守る！」 自治研センター取材 ③コロナ禍で何が起きたのか？ 自治研センター取材	
12/1	ながさき自治研	79	長崎自治研究センター	2020年11月			
12/14	信州自治研	346	長野県地方自治研究センター	2020年11月	長野県の新型コロナウイルス 感染症対策について 長野県危機管理部参事 福田 雄一	新型コロナ対策と国・自治体 間関係 公益財団法人地方自治総合研究所主任研究員 今井 照	

受付日	資料名	号数	発行元	発行日	内容① (敬称を略します)	内容② (敬称を略します)	内容③ (敬称を略します)
12/14	自治研C通信	15	奈良県地方自治研究センター	2020年12月	第39回懇会・記念学習会		
12/14	ブックレット「日本社会は本当にこれでいいのか?安倍政権の7年を問う」		公益社団法人北海道地方自治研究所		【シンポジウム】日本社会は本当にこれでいいのか? 安倍政権の7年を問う 登壇者: 雨宮勉、中野麻美、清本愛砂		
12/18	自治権いばらき	138	公益社団法人茨木県地方自治研究センター	2020年11月	新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金		

～編集後記～

新型コロナウイルス感染症蔓延の状況で、ぐんま自治研ニュースも発行が滞りました。2月に予定していたセミナー、6月の自治研集会が中止に追い込まれました。今後も集会形式で行うシンポジウム等は開催が困難になることが予想されます。

改めて、接触を最小限にする形でのセミナーやシンポジウム開催を検討しながら、自治研活動の活性化を図っていきたいと考えています。

本号では、自治研集会で発表予定だった自治体の研究成果を発表するとともに、各級議員のこの間の活動報告を掲載させてもらいました。発行が遅延したことをお詫びします。

群馬県地方自治研究センター